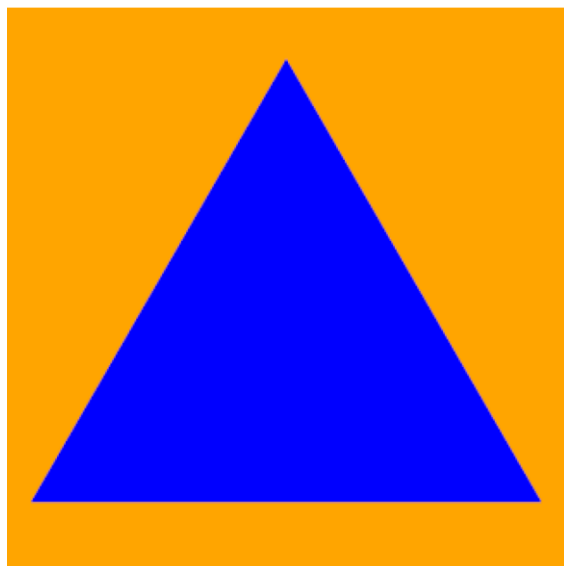


目黒区国民保護計画



令和 8 年 4 月
目 黒 区

目次

第1編 総論	1
第1章 区の責務、計画の位置づけ	1
1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ	1
2 区国民保護計画の構成	2
3 区国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱	5
第4章 区の地理的、社会的特徴	10
1 区の地理的特徴	10
2 区の社会的特徴	11
第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態	13
第1章 想定する事態類型及び事態例	13
1 基本指針で想定されている類型及び事態例	13
2 区国民保護計画における留意点	17
第2章 緊急処理事態に関する読替え	18
第3編 武力攻撃事態等への対処	19
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	19
1 事態認定前における危機管理会議等の開催及び初動措置	19
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	20
第2章 区国民保護対策本部の設置等	21
1 区国民保護対策本部の設置	21
2 通信の確保	29
3 特殊標章等の交付及び管理	30
第3章 関係機関相互の連携	32
1 国・都の国民保護対策本部との連携	32
2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	32
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	33
4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	33
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	34
6 区が行う応援等	34
7 防災区民組織等に対する支援等	34
8 住民への協力要請	35

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続	36
1 国民の権利利益の迅速な救済	36
2 国民の権利利益に関する文書の保存	36
第5章 警報及び避難の指示等	37
第1 警報の伝達等	37
1 警報の内容の伝達・通知	37
2 警報の内容の伝達方法	38
3 緊急通報の伝達及び通知	39
第2 避難住民の誘導等	40
1 避難の指示の伝達	40
2 避難実施要領の策定	41
3 避難住民の誘導	43
4 想定される避難の形態と区による誘導	47
第6章 救援	53
1 救援の実施	53
2 関係機関等との連携	53
3 救援の内容	54
第7章 安否情報の収集・提供	58
1 安否情報の収集	58
2 都に対する報告	59
3 安否情報の照会に対する回答	59
4 日本赤十字社に対する協力	60
第8章 武力攻撃災害への対処	61
第1 武力攻撃災害への対処	61
1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	61
2 武力攻撃災害の兆候の通報	62
第2 応急措置等	63
1 退避の指示	63
2 警戒区域の設定	66
3 応急公用負担等	66
4 消防に関する措置等	67
第3 生活関連等施設における災害への対処等	68
1 生活関連等施設の安全確保	68
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	69
第4 NBC攻撃による災害への対処等	69

第9章 被災情報の収集及び報告	73
第10章 保健衛生の確保その他の措置	75
1 保健衛生の確保	75
2 廃棄物の処理	76
第11章 国民生活の安定に関する措置	77
1 生活関連物資等の価格安定	77
2 避難住民等の生活安定等	77
3 生活基盤等の確保	77
 第4編 復旧等	 78
第1章 応急の復旧	78
1 基本的な考え方	78
2 公共的施設の応急の復旧	78
第2章 武力攻撃災害の復旧	79
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	80
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	80
2 損失補償及び損害補償	80
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	80
 第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処	 81
第1章 初動対応力の強化	82
1 危機管理体制の強化	82
2 対処マニュアルの整備	83
3 発生現場における連携協力のための体制づくり	83
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	83
5 装備・資材の備蓄	83
6 訓練等の実施	83
7 住民等への啓発	84
第2章 平時における警戒	85
1 危機情報等の把握・活用	85
2 危機情報等の共有	85
3 警戒対応	85
第3章 発生時の対処	86
1 区対策本部の設置指定が行われていない場合	86
2 区緊急対処事態の設置指定が行われている場合	87

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処	88
1 危険物質を有する施設への攻撃	88
2 大規模集客施設等への攻撃	88
3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	89
4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	90
5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	91
6 交通機関を破壊手段とした攻撃	92
第6編 平素からの備え	93
第1章 組織・体制の整備等	93
第1 区における組織・体制の整備	93
1 区の各部における平素の業務	93
2 区職員の参集基準等	95
3 消防の初動体制の確保	98
第2 関係機関との連携体制の整備	98
1 基本的な考え方	98
2 都との連携	99
3 近接区との連携	100
4 指定公共機関等との連携	100
5 事業所に対する支援	101
6 防災区民組織等に対する支援	101
第3 通信の確保	101
第4 情報収集・提供等の体制整備	102
1 基本的な考え方	102
2 警報等の伝達に必要な準備	104
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	105
4 被災情報の収集、報告に必要な準備	107
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	108
第6 研修及び訓練	110
1 研修	110
2 訓練	111
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	113
1 避難に関する基本的事項	113
2 避難実施要領のパターンの作成	115
3 救援に関する基本的事項	115
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	115

5	避難施設の指定への協力	116
6	生活関連等施設の把握等	117
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	119
1	区における備蓄	119
2	区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	119
第4章	国民保護に関する普及・啓発	120
1	国民保護措置に関する普及・啓発	120
2	住民がとるべき行動等に関する普及・啓発	121
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	121
4	住民・事業者に望まれる平素からの備え	121

第1編 総論

第1章 区の責務、計画の位置づけ

国の平和と国民の安全を確保するためには、良好な国際協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何より重要である。

しかしながら、世界の各地では大規模な軍事侵攻や紛争が発生するとともに、テロやサイバー攻撃、弾道ミサイルの開発、発射実験などが頻発している中で、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。

万一、外部からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合には、区は、住民の生命、身体及び財産を守る必要があることから、この計画を策定するものである。

ついては、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、区の責務、武力攻撃事態及び緊急処理事態への対処等について以下のとおり定める。

1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ

(1) 区の責務

平成16年6月、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が制定され、平成17年3月には国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）が策定された。

区（区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、これらの法令や平成18年3月に策定された東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、目黒区の国民保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、区の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 区国民保護計画の位置づけ

区は、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

(3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画では、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める
区の区域における国民保護措置の総合的な推進に関する事項

- ・区が実施する国民保護措置に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・上記のほか、区長が必要と認める事項

2 区国民保護計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- ・第1編 総論
- ・第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態
- ・第3編 武力攻撃事態等への対処
- ・第4編 復旧等
- ・第5編 大規模テロ等（緊急処理事態）への対処
- ・第6編 平素からの備え

3 区国民保護計画の見直し、変更手続

（1）区国民保護計画についての見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、目黒区国民保護協議会（以下「区国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、目黒区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）との調整を図りつつ、広く関係者の意見を求める。

（2）国民保護計画の変更手続

国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問し、都知事に協議した上で決定するとともに、区議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は行わない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適切な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等が発生した場合は、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時、適切な方法で提供する。

区は、いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大の防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

区は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。以下同じ。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地連絡調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のために必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民はその自発的な意思により、協力するよう努めるものとする。

また、区は、東京消防庁（消防署）とともに、消防団及び防災区民組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

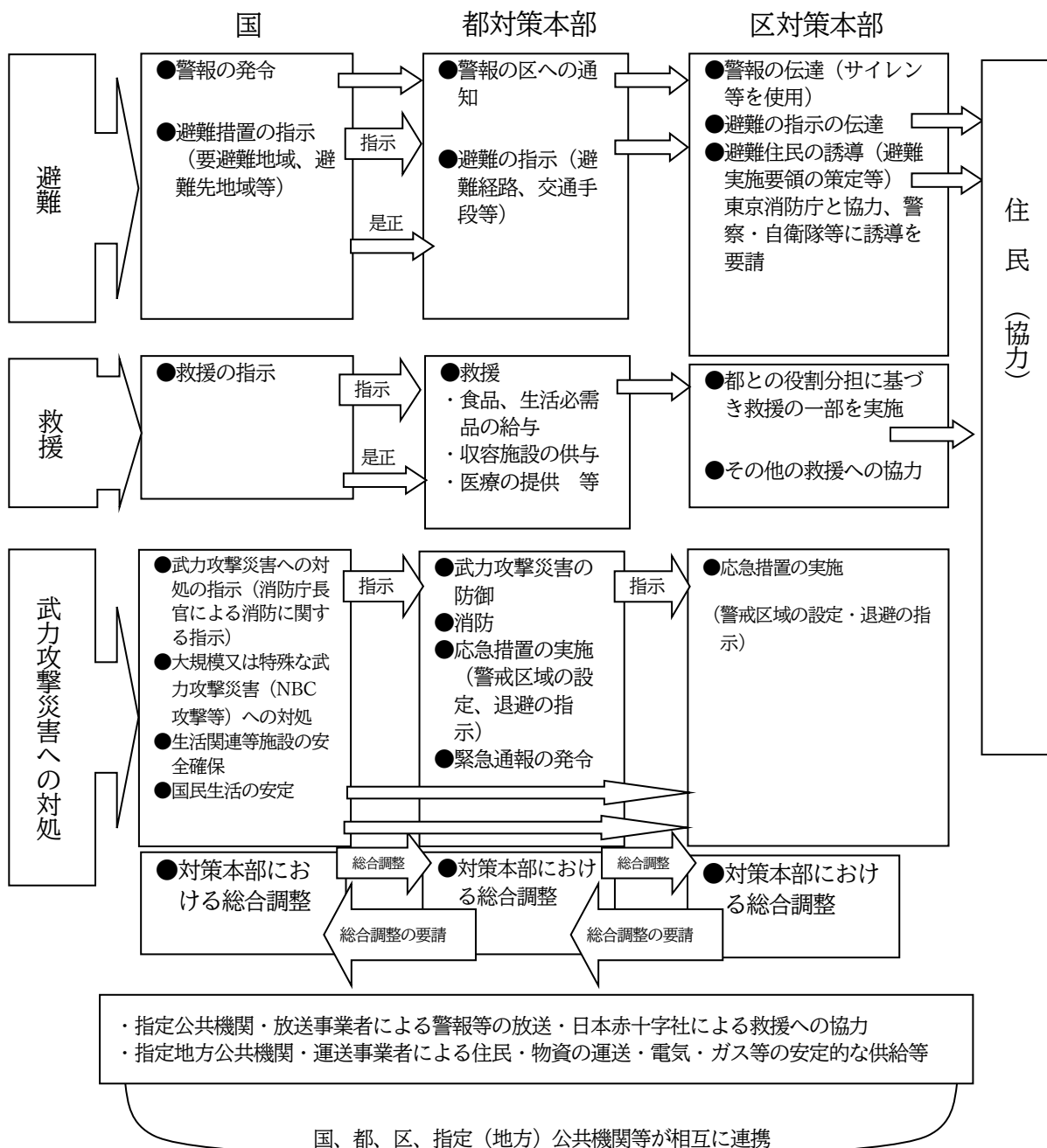
区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

■国民保護措置の全体の仕組み

国民の保護に関する業務の全体像



■区の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
目黒区	1 区国民保護計画の作成 2 区国民保護協議会の設置、運営 3 目黒区国民保護対策本部（以下「区国民保護対策本部」という。）及び目黒区緊急処理事態対策本部（以下「区緊急処理事態対策本部」という。）の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

■都の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1 都国民保護計画の作成 2 都国民保護協議会の設置、運営 3 東京都国民保護対策本部（以下「都国民保護対策本部」という。）及び東京都緊急処理事態対策本部（以下「都緊急処理事態対策本部」という。）の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 【警視庁】 1 警報伝達の協力及び退避の指示 2 避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 救援の実施（被災者の捜索及び救出） 4 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 5 警戒区域の設定等及び退避の指示 6 緊急交通路を確保するための交通規制の実施

	【東京消防庁】 1 消火、救助・救急活動 2 避難住民の誘導 3 危険物等の措置 4 警報伝達の協力 5 生活関連等施設の安全確保に対する協力
--	---

(都国民保護計画一部抜粋)

■国の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 基本指針の策定 2 対処基本方針の策定 3 事態対策本部の設置、運営 4 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進 5 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

■国(指定地方行政機関)

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材(国有林材)の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保

第1編 総論

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

	2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

■自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

■指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	一般信書便事業者
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 災害救援物資の備蓄及び配分 4 輸血用血液製剤の確保及び供給 5 その他の救護業務に関すること
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

第4章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴について定める。

1 区の地理的特徴

(1) 地形

本区は、東京23区の南西部に位置し、渋谷区、品川区、大田区、世田谷区に隣接している。

本区の面積は14.67km²であり、これは23区全体の2.4%に当たり、23区中16番目の広さとなっている。

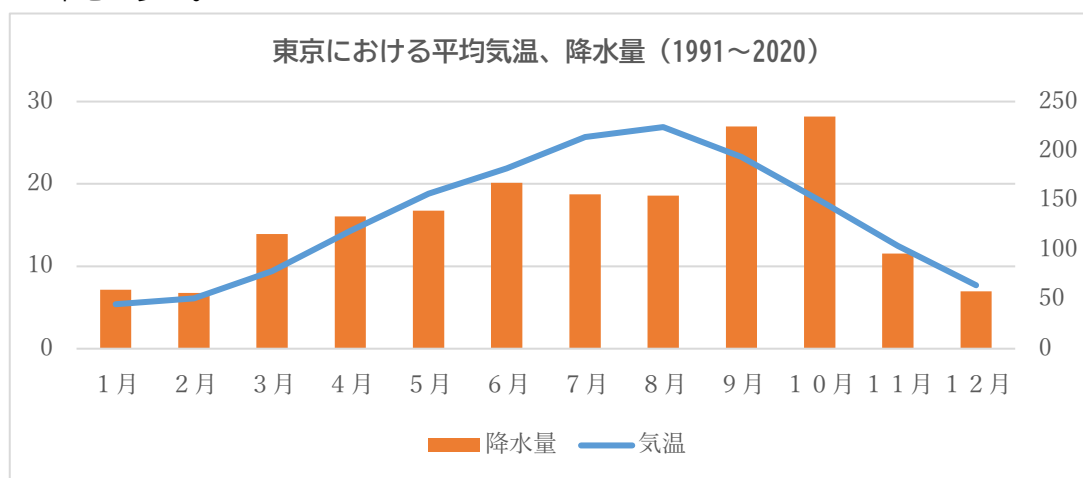
区内は目黒川と呑川の谷が北西から南東に向かい、20～30mのとい状の谷をつくっている。また、これらの谷の支谷が、浅くあるいは深く大地を刻み込み、起伏の多い、坂の多い町をつくっている。区の地形は台地の部分と谷の部分から成り立っている。

台地の部分は「高い台地」と「低い台地」に分けられる。高い台地は区の西南部にある「荏原台」と呼ばれる台地の一部と東北部の「淀橋台」と呼ばれる台地の一部に当たり、その海拔高度は30～45mである。この二つの台地は、かつて、一続きの土地であったと考えられている。この二つの台地の間に、海拔25～32mの台地がある。この台地は「目黒台」と呼ばれている。

なお、がけ・擁壁は目黒川沿いの「淀橋台」と、呑川沿いの「荏原台」に多く、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地も存在する。

(2) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は年平均16度で、近年は「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。降水量は、乾燥した12月から2月は少なく、梅雨前線や秋雨・台風の影響を受けやすい6月から10月を中心に多い。



（気象庁 気象統計情報参照）

2 区の社会的特徴

(1) 人口分布

令和2年の国勢調査によると、本区はおよそ28万8千人の人口を擁し、人口密度は1km²当たりおよそ1万9千人となっている。総じて区北部の東山・大橋一丁目、上目黒五丁目、区東部の中目黒一丁目・四丁目、区中央部の上目黒四丁目・祐天寺・中央町、鷹番地区、区南部の目黒本町・原町地区の人口密度が高くなっている。

65歳以上の高齢者はおよそ5万6千人で、75歳以上の高齢者はおよそ3万1千人、65歳以上の高齢者が全体に占める割合は19.4%となっている。また14歳以下の子どもはおよそ3万1千人、全体に占める割合は11.0%、15歳から64歳までの成人人口はおよそ20万人、割合は68.4%となっている。

昼間人口は約30万1千人で、夜間人口は約28万8千人となっている。夜間人口に占める昼間人口の指数は105となり、これは都全体の116を下回っている。

昼間人口のうち区外への流出口はおよそ8万3千人で、通勤者はおよそ85%、区外からの流入人口はおよそ9万6千人、通勤者はおよそ82%となっている。

なお、区内の外国人登録者数は、令和7年4月1日現在、およそ1.1万人となっている。ⁱ

(2) 道路、鉄道の位置

本区の道路は、国道が1路線882m、都道が7路線22,084m、区道は332,000mで、その総延長は359,992mとなっている。

主な道路としては、玉川通り（国道246号線）が区北部を走っており、目黒通り（都道312号線）、駒沢通り（都道416号線）が区の中央部を北東から南西にほぼ平行しながら走っている。一方、山手通り（都道317号線）が区の北部から東部を、環七通り（都道318号線）が区の西部から南部を、北西から南東にほぼ平行して走っており、区内の幹線道路の骨格を形成している。

このほか、首都高速道路の3号線が玉川通りの上部に、中央環状線が山手通りの地下にそれぞれ走っている。

区内の鉄道は、JRが1路線、私鉄が6路線走っている。主な路線としては東急東横線が区北東部から区南西部へ延びており、東急大井町線と東急目黒線が区南部を、東急田園都市線と京王井の頭線が区北部を走っている。また、JR山手線が区東部を走っている。

一日の乗降客数が多い駅としては、東急東横線・東京メトロ日比谷線の中目黒駅、東急東横線・東急大井町線の自由が丘駅などがある。

ⁱ 「住民基本台帳」参照

■ 1日平均の駅別乗降客数（令和6年度）

線	駅名	乗降客数		計（人）
		定期（人）	定期外（人）	
東横線	中目黒	94,343	84,166	178,509
	祐天寺	12,922	16,985	29,907
	学芸大学	35,085	37,611	72,696
	都立大学	20,203	26,191	46,393
	自由が丘	36,500	48,951	85,451
大井町線	自由が丘	17,740	33,397	51,137
	緑が丘	4,280	5,810	10,090
目黒線	洗足	6,155	8,134	14,288
田園都市線	池尻大橋	35,297	27,893	63,191

（東急電鉄株式会社 ウェブサイト参照）

（3）土地利用

本区の用途地域は、令和3年現在で住居系の用途が約7割を占めている。都心に近く、通勤・通学・買物等に便利な良好な住宅地としての土地利用が主体である。

しかし、老朽化した木造住宅が密集し、かつ、公園などの公共施設等の整備が不十分な地域も存在する。このため、目黒本町五丁目・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目などでは、木造住宅の建替え促進、小規模公園の整備など、防災性向上や住環境整備に取り組んできた。

また、区境付近に大学、都立公園等の大規模なオープンスペースが立地している。

（4）自衛隊施設等

自衛隊施設は、隣接の世田谷区池尻一丁目に自衛隊中央病院、陸上自衛隊衛生学校がある。また、中目黒二丁目に陸上自衛隊教育訓練研究本部、航空自衛隊幹部学校、海上自衛隊幹部学校がある。

（5）行政区分

本区は地方自治法上、特別区に位置づけられており、都は大都市区域において一体的に処理することが必要と認められる事務を処理し、特別区は都が処理するものを除き、市町村が処理するとされている事務を処理する。このため、特別区の区域においては、一般の市が行う事務のうち、上下水道や消防などの事務は都が一体的に管理している。

第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

第1章 想定する事態類型及び事態例

基本指針では、武力攻撃事態については4類型、緊急対処事態については4事態例が想定されている。区国民保護計画では、基本指針で想定されている類型及び事態例を対象とする。

また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

＊ N：核（物質）Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

1 基本指針で想定されている類型及び事態例

（1）武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

基本指針では、次の4事類型が示されている。

- ア 弾道ミサイル攻撃
- イ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ウ 航空攻撃
- エ 着上陸侵攻

（2）緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

基本指針では、次の4事態例が示されている。

ア 攻撃対象施設等による分類

- （ア）危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（事態例）

- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃
- ・ ダムの破壊

- （イ）多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（事態例）

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態

第1章 想定する事態類型及び事態例

イ 攻撃手段による分類

(ア) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(事態例)

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

(イ) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(事態例)

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

(3) 事態類型・事態例と特徴

事態類型	特徴
弾道ミサイル攻撃 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	○攻撃目標となりやすい地域 ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標となる地域を特定することは極めて困難である。 ○想定される主な被害 ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 ○被害の範囲・期間 ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 ○事態の予測・察知 ・発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
ゲリラや特殊部隊による攻撃 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	○攻撃目標となりやすい地域 ・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ○想定される主な被害 ・少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 ○被害の範囲・期間 ・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 ○事態の予測・察知 ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知することは困難である。

航空攻撃 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	○攻撃目標となりやすい地域 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○想定される主な被害 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 ○被害の範囲・期間 ・航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○事態の予測・察知 ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。
着上陸侵攻 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	○攻撃目標となりやすい地域 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○想定される主な被害 ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 ○被害の範囲・期間 ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 ○事態の予測・察知 ・攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

(4) NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃が行われることも考慮する。
その場合の特徴は次のとおり

種別	特徴
○ 核兵器等	・核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ・放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ・原因となる放射性物質や放射線種を特定することは困難である。
○ 生物兵器等	・人に知られることなく散布することが可能である。 ・生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。 ・生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等が挙げられている。
○ 化学兵器等	・急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ・建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ・地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ・化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等が挙げられている。

2 区国民保護計画における留意点

本計画では、最近の国際情勢及び大都市東京の特性を踏まえ、特に、次の二つの事態に留意する。

(1) 弾道ミサイル攻撃（武力攻撃事態及び緊急対処事態）

ウクライナ危機において首都攻撃への対応の重要性が明らかになり、また、我が国の近隣ではミサイル発射が繰り返される状況にある。

区国民保護計画では、ミサイルを現実的な脅威として、ハード・ソフト両面から備えを重視する。

(2) 大規模テロ等（緊急対処事態）

世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や首都東京でテロが起きた場合には、住民にも甚大な被害が想定されることから、大規模テロ等に迅速に対処すべく、区国民保護計画において実効性を確保する。

なお、サイバー攻撃については、日常茶飯事に行われており、武力攻撃や大規模テロ等の際には、より高度なサイバー攻撃・テロも想定される。これらの攻撃は、ライフラインや医療機関等に多大な影響を及ぼし、都民生活や都市活動に大きな影響を与えるおそれもあることから、関係機関等と連携し、平時から動向に注視していくとともに、有事には適切に対応していく。

第2章 緊急対処事態に関する読替え

区国民保護計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
区国民保護対策本部	区緊急対処事態対策本部
目黒区国民保護対策本部長	目黒区緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・ 事態対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・ 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・ 国際人道法に関する規定
- ・ 赤十字標章等及び特殊標章等に関する規定
- ・ 生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりする等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市区町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが、必要となることも考えられる。

このため、このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが重要であることから、区の初動体制について、以下のとおり定める。

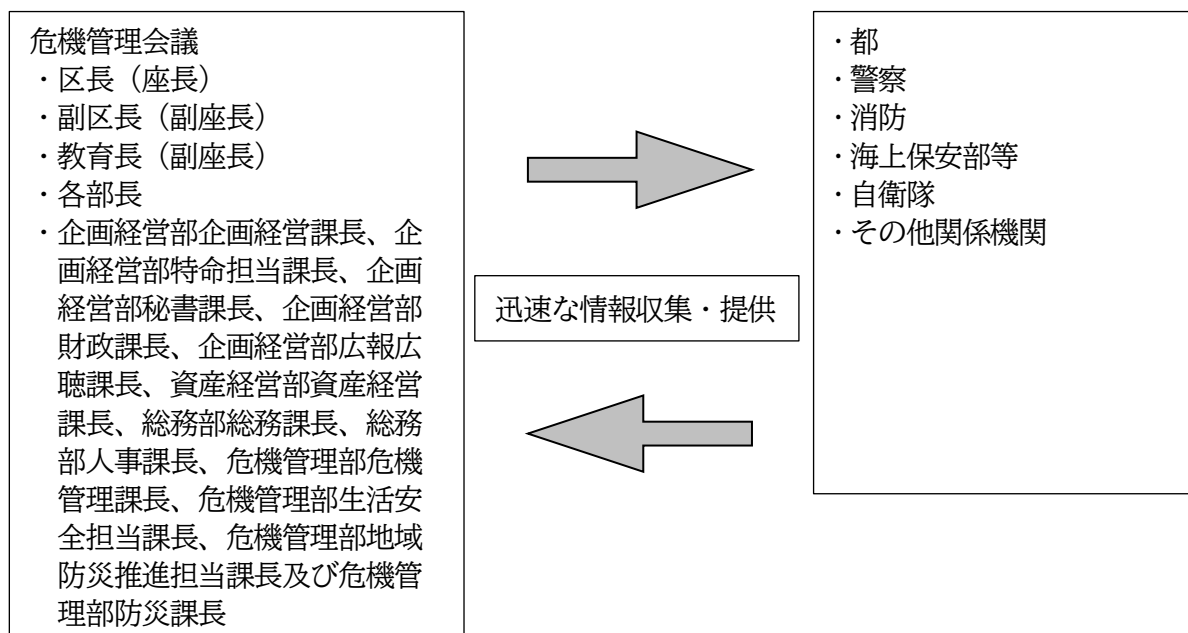
1 事態認定前における危機管理会議等の開催及び初動措置

(1) 危機管理会議等の開催

ア 区長は、現場からの情報により武力攻撃事態等の発生又は発生のおそれを把握した場合においては、速やかに、関係機関に連絡を行うとともに、区としての確かつ迅速に対処するため、「目黒区危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」に基づき、「危機管理会議」を開催する。なお、事態の態様に応じて関係部課長等を召集し、情報収集・分析、対応策の検討、総合調整などの事態発生に迅速に対応できるよう、即応体制を強化する。

※住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が武力攻撃事態等の発生又は発生のおそれを把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告する。

■危機管理会議の構成等



イ 危機管理会議は、関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当面、危機管理会議体制による対応を図る旨について、都に連絡を行う。

この場合において、危機管理会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信等の連絡体制を確保する。

ウ 区は、区国民保護対策本部の設置指定前にあつては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合、区災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

区は、危機管理会議において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防、自衛隊等による活動状況を踏まえ、必要により、区災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、区長は、関係機関から入手した情報を必要に応じて各機関へ提供する。

区は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定や消防法に基づき消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、区に対し、区国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

危機管理会議体制等による対応中に政府において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき区の指定の通知があつた場合については、直ちに区国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理会議体制等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があつた場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があつた場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、区に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報連絡体制を立ち上げ、又は、危機管理会議体制により、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区の区域において武力攻撃事態等が発生した又は発生するおそれがある場合に迅速に対応できるよう必要に応じて全庁的な体制を構築する。

第2章 区国民保護対策本部の設置等

区は、区国民保護対策本部の設置指定があった場合、本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区国民保護対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 区国民保護対策本部の設置

(1) 区国民保護対策本部の設置の手順

- ア 国は、対処基本方針を定め、国の対策本部を設置
その際、内閣総理大臣は、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び区市町村を指定
- イ 区国民保護対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知
区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区国民保護対策本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。
- ウ 区長による区国民保護対策本部の設置
指定の通知を受けた区長は、直ちに区国民保護対策本部を設置する（事前に危機管理会議体制を設置していた場合は、区対策本部に切り替える。（前述））。
- エ 区国民保護対策本部員及び区国民保護対策本部職員の参集
区国民保護対策本部を設置した場合には、区国民保護対策本部員、区国民保護対策本部職員等に対し、電話又はチャット等による連絡網を活用し、区国民保護対策本部へ参集するよう連絡する。
- オ 区対策本部の開設
区国民保護対策本部統括部職員は、総合庁舎に区国民保護対策本部を開設するとともに、区国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段については、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、状態を確認する。
区は、区国民保護対策本部を設置したときは、区議会に本部を設置した旨を連絡する。
- カ 交代要員等の確保
区は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
- キ 本部の代替機能の確保
区は、区国民保護対策本部が被災した場合等、区国民保護対策本部を総合庁舎内に設置できない場合は、防災センターに区国民保護対策本部を設置する。
また、区外への避難が必要で、区内に区国民保護対策本部を設置することができない場合には、都と区国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 区国民保護対策本部を設置すべき区市町村の指定の要請等

区長は、区に対して区国民保護対策本部を設置すべき区市町村の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区国民保護対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

(3) 区国民保護対策本部の組織体制

■区対策本部/組織編成・分掌事務

組織編成	分掌事務
本部長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
統括部	区国民保護措置の総合調整に関すること。 区国民保護措置の立案に関すること。 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 避難情報の発令に関すること。 関係機関、他の地方公共団体等との連絡、応援要請等に関すること。 本部会議の運営に関すること。 被害状況及び災害対応の記録に関すること。 本部の予算に関すること。 気象情報、交通情報、災害情報、被害情報等の集約及び分析に関すること。 避難情報等の広報に関すること。 来庁者の相談に関すること。 コールセンターの設置及び運営に関すること。 災害対策に係る個人情報保護に関すること。 庁用車の管理に関すること。 本部の設置のための空間確保に関すること。 備蓄物資及び救援物資の配給に関すること。 本部の職員の食料等の配給に関すること。 各部間の応援職員及び人員調整に関すること。 関係機関、他の地方公共団体等の応援職員の受入れ、配置等に関すること。 外国人の支援に関すること。 防災語学ボランティアの受入れ、配置等に関すること。 他の部に属しないこと。
避難支援部	帰宅困難者の対応に関すること。 広域避難場所での対応に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 避難所における食料及び物資に関すること。

生活再建支援部	義援金の受領及び配分に関すること。 生活再建支援の案内に関すること。 罹災証明書の交付申請の受付、発行等に関すること。 被災者台帳の作成に関すること。 災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給及び援護貸付けに関すること。 身元不明者の対応に関すること。 遺体の搬送、収容及び埋火葬に関すること。
要配慮者支援部	災害ボランティアセンターの支援に関すること。 福祉系ボランティアの受入れ、配置等に関すること。 要配慮者の避難支援に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 要配慮者の相談に関すること。 保護者不明等の乳幼児の保護に関すること。
医療支援部	医療機関との連絡調整に関すること。 医療機関の応援職員等の受入れ、配置等に関すること。 医薬品等の確保に関すること。 救護所の設置に関すること。 医療支援活動に関すること。 保健活動に関すること。 衛生活動に関すること。 防疫活動に関すること。
都市復旧部	建築専門ボランティアの受入れ、配置等に関すること。 土木施設の被害調査に関すること。 土木施設の応急復旧に関すること。 道路啓開に関すること。 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 崖地及び擁壁の点検及び緊急措置に関すること。 被災建築物の被害認定調査に関すること。 区有建築物の応急復旧に関すること。 被災建築物の公費解体に関すること。 倒壊家屋に係る災害廃棄物の搬送に関すること。 応急仮設住宅の調整、募集及び管理運営に関すること。
災害廃棄物処理部	東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等との災害廃棄物の調整に関すること。 災害廃棄物の運搬、収集及び一時集積に関すること。

■区対策本部/配置する職員

部	配置する職員		
	本部長・副本部長・部長	割当職員	
		班長	その他職員
本部長	本部長 区長	—	—
副本部長	副本部長 副区長 教育長	—	—
統括部	統括部長 危機管理部長 副部長 企画経営部長 総務部長	危機管理課長 生活安全課長 地域防災推進課長 防災課長 企画経営課長 特命担当課長 資産経営課長 秘書課長 財政課長 広報広聴課長 情報政策課長 DX戦略担当課長 総務課長 人権政策課長 人事課長 契約課長 文化・交流課長 会計課長 区議会事務局次長 選挙管理委員会事務局次長 監査事務局次長	左記の課長の配下に 属する職員
避難支援部	避難支援部長 教育次長	教育政策課長 学校運営課長 学校ICT担当課長 教育指導課長 教育支援担当課長 生涯学習課長 八雲中央図書館長	左記の課長の配下に 属する職員 地域避難所参集指定 職員
生活再建支援部	生活再建支援部長 区民生活部長	地域振興課長 税務課長 滞納対策担当課長 臨時給付金担当課長 国保年金課長 産業経済・消費生活 課長	左記の課長の配下に 属する職員

		スポーツ振興課長 戸籍住民課長 北部地区サービス事務所長 東部地区サービス事務所長 中央地区サービス事務所長 南部地区サービス事務所長 西部地区サービス事務所長 生活福祉課長	
要配慮者支援部	要配慮者支援部長 健康福祉部長（福祉事務所長） 副部長 子ども若者部長	健康福祉計画課長 福祉総合課長 介護保険課長 高齢福祉課長 障害施策推進課長 障害者支援課長 子育て支援課長 放課後子ども対策担当課長 子ども家庭センター所長 子ども家庭支援拠点整備担当課長 保育課長 保育計画担当課長	左記の課長の配下に属する職員

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 区国民保護対策本部の設置等

医療支援部	医療支援部長 保健所長（健康推進部長）	健康推進課長 生活衛生課長 保健予防課長 地域保健課長	左記の課長の配下に属する職員
都市復旧部	都市復旧部長 都市整備部長 資産経営部長 街づくり推進部長	都市計画課長 都市整備課長 地区整備担当課長 木密地域整備担当課長 土木管理課長 みどり土木政策課長 道路公園課長 道路公園サービス事務所長担当課長 建築課長 住宅課長 施設管理課長 施設整備担当課長	左記の課長の配下に属する職員
災害廃棄物処理部	災害廃棄物処理部長 環境清掃部長	環境保全課長 清掃リサイクル課長 清掃事務所長	左記の課長の配下に属する職員

※1 組織体制、分掌事務については、区災害対策本部運営マニュアルと同様の配置としている。各部の具体的な業務手順については、区災害対策本部運営マニュアルに基づき行動する。

※2 産業経済部長・文化・スポーツ部長・会計管理者・区議会事務局長・選挙管理委員会事務局長・監査事務局長は区国民保護対策本部職員として配置せず、通常の行政組織の職員として非常時優先業務などに取り組むこととする。

※3 班長・その他職員については、割り当てられた職員のうちから災対各部長が職員配置を決める。

※4 地域避難所参集指定職員については、通常の行政組織における所属課にかかわらず避

難支援部に配置している。

■武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務（都国民保護計画抜粋）

機関名	分掌事務
東京消防庁 第三消防方面本部 目黒消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 消火、救助・救急に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 避難住民の誘導に関すること。 5 警報伝達の協力に関すること。 6 消防団との連携に関すること。 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

（４）区国民保護対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

【区対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置。

イ 広報手段

広報は、SNSや広報紙、記者会見・発表、問合せ窓口の開設、ウェブサイトやX（旧 Twitter）、アプリ等のほか、多様な手段を活用して行う。

ウ 留意事項

- （ア）広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- （イ）デマ情報への注意喚起を併せて実施し、住民の冷静かつ安全な行動を促す。
- （ウ）区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。
- （エ）都と連携した広報体制を構築する。

（５）区国民保護現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、区国民保護対策本部の事務の一部を行うため、区国民保護現地対策本部を設置する。

区国民保護現地対策本部長や区現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指定する者をもってあてる。

(6) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺の安全が確保された場所に現地連絡調整所を設置する。

○参加機関の例

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

○実施内容

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 区対策本部長の権限

区国民保護対策本部長は、本区における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 区の区域の国民保護措置に関する総合調整

区国民保護対策本部長は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う

イ 東京都国民保護対策本部長に対する総合調整の要請

区国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、東京都国民保護対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、区国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策国民保護本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

区国民保護対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、区の区域に

における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区国民保護対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合、区国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 区国民保護対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部を設置すべき区の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区国民保護対策本部を廃止する。

区国民保護対策本部の廃止に伴い、区国民保護現地対策本部を廃止する。

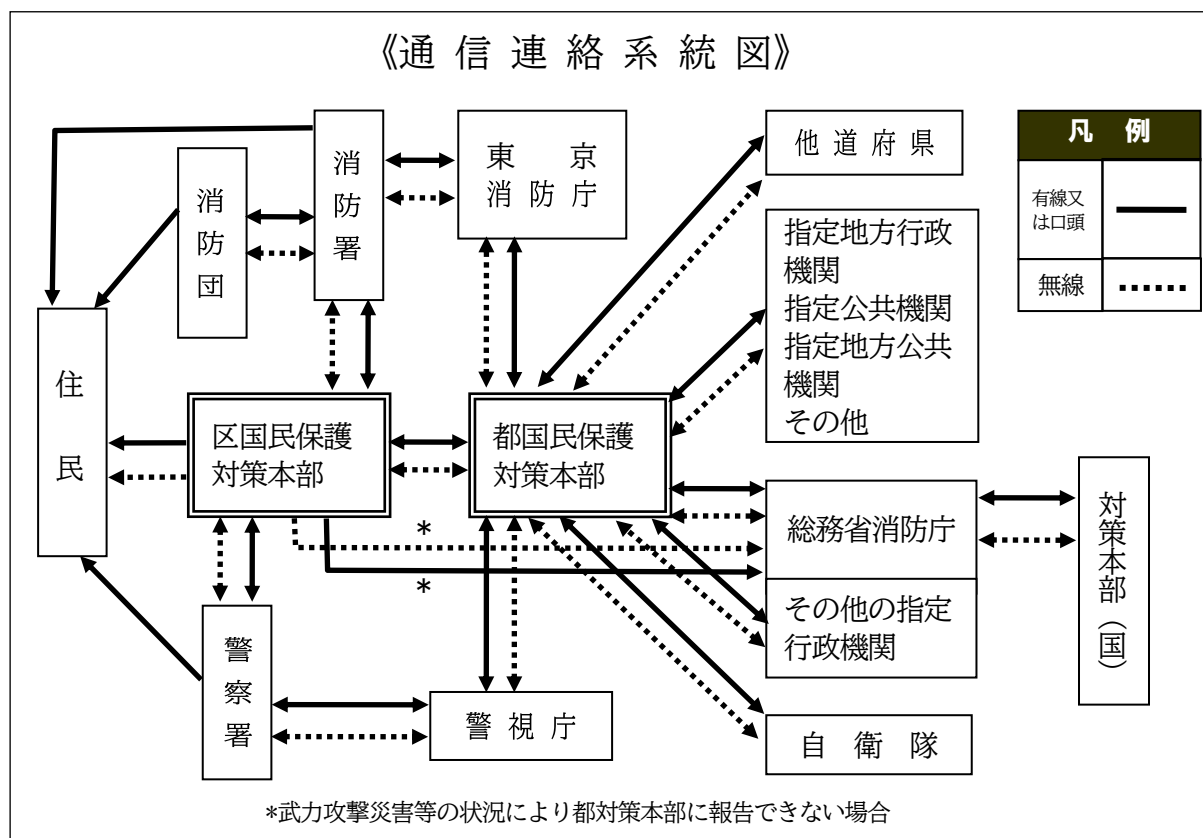
2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、以下の手段により、区国民保護対策本部と、区域内にある区有施設や防災関係行政機関等、区国民保護現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

- ・ 目黒区防災行政無線（デジタル移動系通信システム）
- ・ 災害時優先電話
- ・ 目黒区災害情報共有システム
- ・ 東京都防災システム（東京都災害情報システム、画像転送システム、東京都防災行政無線等） 等

武力攻撃事態等における通信連絡体制は次のとおり



(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現地に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」について（平成17年8月2日付閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、必要に応じ具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

○区長

- ・ 区の職員で国民保護措置の職務を行う者
- ・ 区長の委託により国民保護措置の業務を行う者

- ・ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 水防管理者
 - ・ 水防管理者の委託により国民保護措置の業務を行う者
 - ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標識等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の国民保護対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区は、都の国民保護対策本部及び、都を通じ国の国民保護対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の国民保護対策本部長から都国民保護対策本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で区国民保護現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の国民保護現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにした上で、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関して必要な要請を行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにした上で、その業務に係る国民保護措置の実施に関して必要な要請を行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は区の国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては防空指揮群司令を介し、防衛大臣に連絡する。

区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条の規定による防衛出動及び治安出動及び同法第81条の規定による都知事の要請に基づく治安出動により出動した部隊とも、区国民保護対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関と十分に協議する。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

（1）他の区市町村長等への応援の要求

区長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の区市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

（2）都への応援の要求

区長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、都知事等に対し応援を求める。

（3）事務の一部の委託

区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。また、事務の委託や委託に関する事務の変更、事務の廃止を行った場合、区長はその内容を速やかに区議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体職員の派遣を求める。

区は、上記の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、上記の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 区を行う応援等

（1）他の区市町村に対して行う応援等

区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を区議会に報告するとともに、公示を行い、都に届け出る。

（2）指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する国民保護措置について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 防災区民組織等に対する支援等

（1）防災区民組織に対する支援

区は、防災区民組織等による警報の内容の伝達や避難住民の誘導等の実施に関する協力についてはその安全を十分に確保するとともに、防災区民組織等に対して適切な情報の提供、活動に対する資材の提供等、必要な支援を行う。

（2）ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、地域避難所（補完避難所を含む。）及び福祉避難所（第6編第2章の避難施設の区分を除き、以下「避難所」という。）への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民等の救援
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続

1 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

■国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

手続項目		担当部
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	総務部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	総務部
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	総務部
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	総務部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、 123条第1項)	総務部
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		総務部
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		総務部

※表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

2 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を区文書管理規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失を防ぐために、安全な場所に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

(1) 警報の内容の伝達等

区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（町会、自治会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工業関係団体、病院、学校、幼稚園、保育園など）に警報の内容を伝達する。

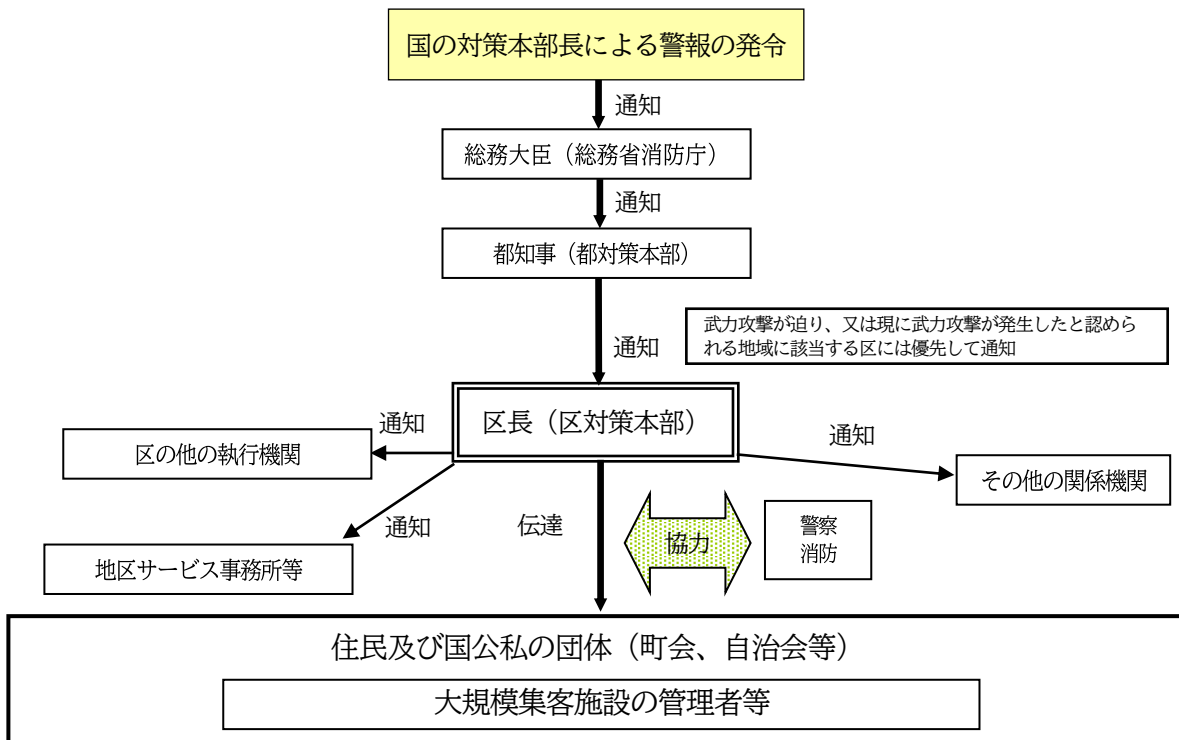
また、区は、都と協力して、区内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

区は、本区の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のウェブサイト（<https://www.city.meguro.tokyo.jp/>）に警報の内容を掲載する。

■区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは、次のとおり



(3) 住民がとるべき行動

- ・ 落ち着いて情報収集に努める（防災行政無線、テレビ、ラジオ等）
- ・ 警報の内容に応じ、直ちに身を守る行動をとる

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）※¹等を活用し、地方公共団体に伝達される。区長は、全国瞬時警報システムと連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する※²。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本区が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本区が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やウェブサイト、SNS等への掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

上記いずれの場合も、広報車の使用、防災区民組織による各世帯等への伝達、町会、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※¹全国瞬時警報システム（J-ALERT）

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

※²全国瞬時警報システムによって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をウェブサイト等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 関係機関との連携

区長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。

消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。

区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

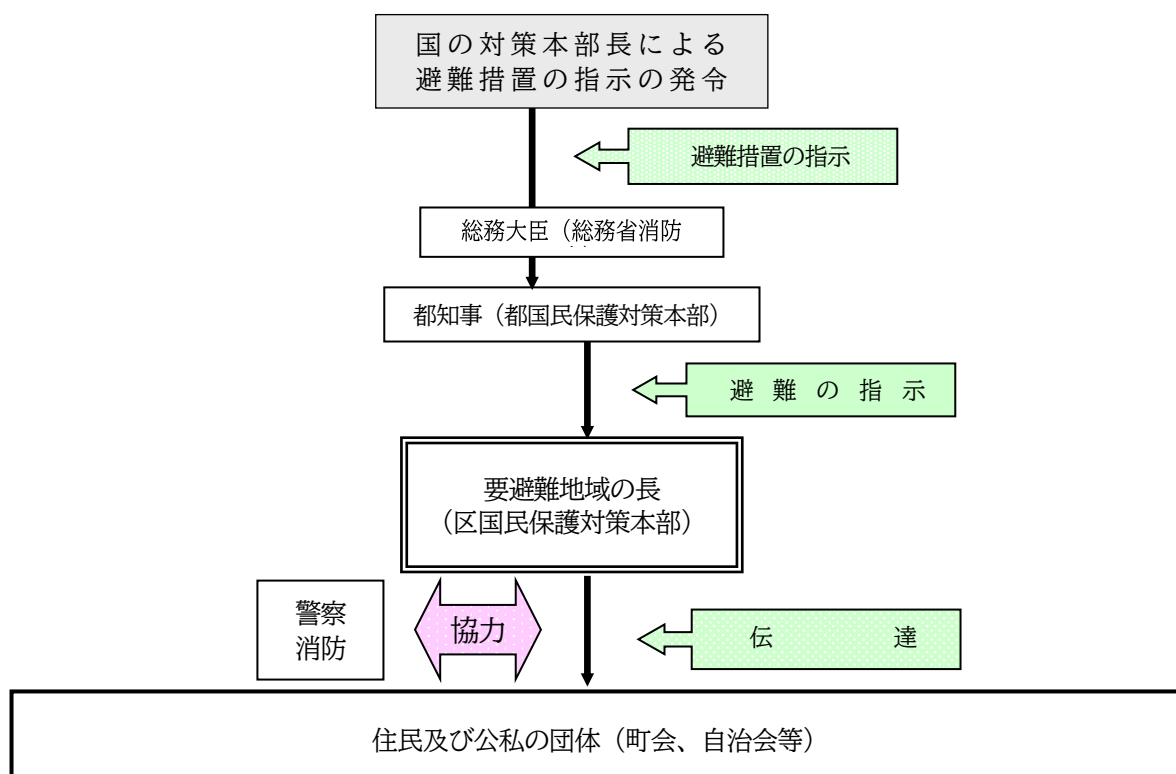
区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。区が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。

区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

■避難の指示の流れについては、次のとおり



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

区長は、避難の指示の通知を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

■避難実施要領に定める事項（法定事項）

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導を行う関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ・要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ・避難先
- ・地域避難所及び集合方法
- ・集合時間
- ・集合に当たっての留意事項
- ・避難の手段及び避難の経路
- ・区職員の配置等
- ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ・要避難地域における残留者の確認
- ・避難誘導中の食料等の支援
- ・避難住民の携行品、服装
- ・避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ・ 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ・ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ・ 避難住民の概数把握
- ・ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ・ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、避難所の選定)
- ・ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ・ 避難経路や交通規制の調整
(具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ・ 職員の配置
(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ・ 関係機関との調整
(現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ・ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
(都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

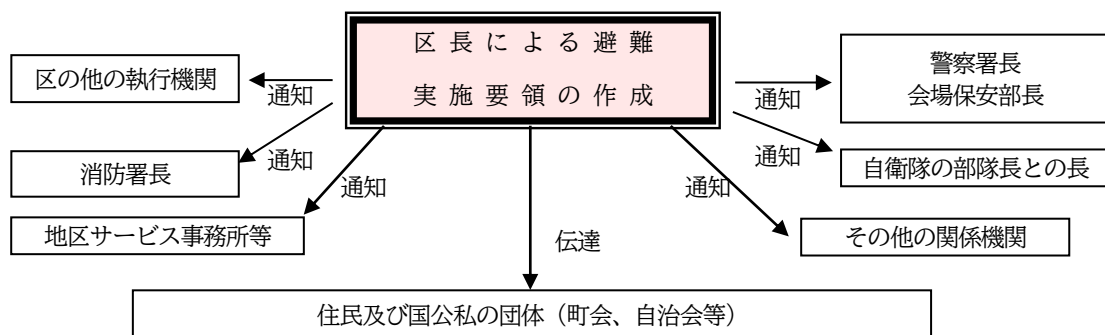
この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに区長は、報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 区長による避難住民の誘導

区長は、避難実施要領で定めるところにより、区の職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし緊急の場合には、この限りではない。

区長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領に沿って、避難経路の要所ごとに職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導にあたる職員が、避難経路の要所ごとにおいて、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

区長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 防災区民組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、防災区民組織、町会、自治会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

区は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を取る。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。なお、避難行動要支援者の避難に関して、区は、地域避難所及び広域避難場所等の拠点までの運送を支援する。

(8) 日本語を理解できない外国人に対する情報伝達

区は、日本語を理解できない外国人に対する避難の指示等の周知について、ウェブサイト等を介しての多言語等での災害情報の発信などの情報伝達に努める。

(9) 残留者等への対応

避難住民の誘導に当たる区職員は、警察・消防とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(10) 地域避難所等の運営

区は、原則、区内に所在する地域避難所等を運営する。

(11) 地域避難所等における安全確保等

区は、警視庁（警察署）が行う被災地、地域避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警視庁（警察署）と協力し、住民等からの相談に対応するなど地域避難所等における住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する地域避難所等において、区が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(12) 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、都等関係機関と連携して、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(13) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(14) 都に対する要請等

区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う場合など、本区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して避難誘導の補助を要請する。

(15) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関にあっては都対策本部長に、その旨を通知する。

(16) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(17) 住民の行動

ア 住民の取るべき行動

状況に応じて適切な避難行動を取る。

行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

イ 住民の協力

避難住民その他の者は、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

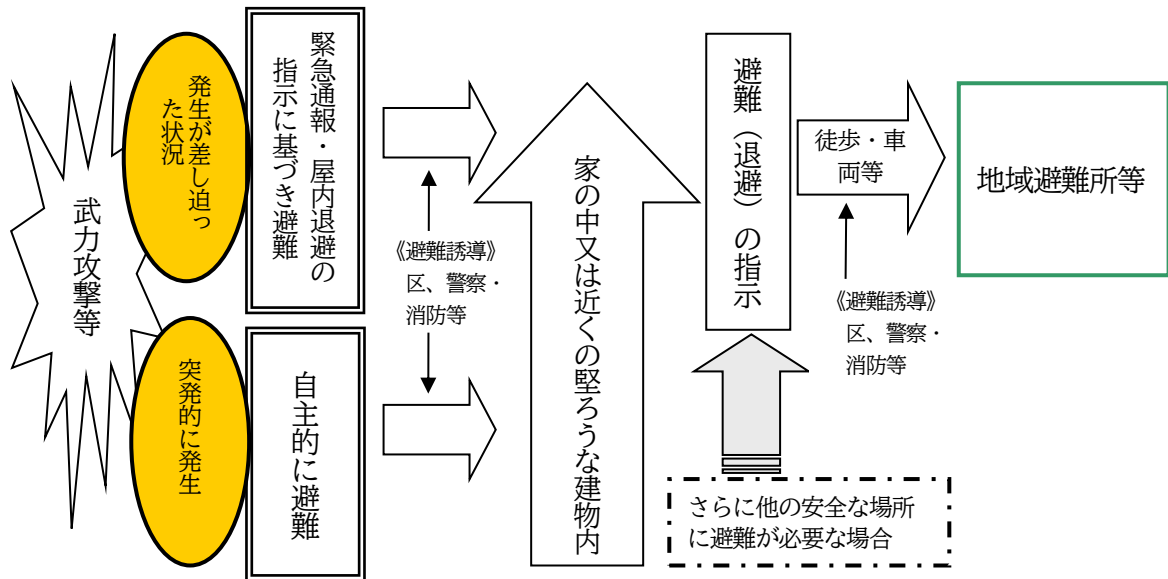
4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

(ア) 屋外で突発的に発生

要避難地域となった区は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を避難の指示等に基づき、地域避難所等まで誘導する。



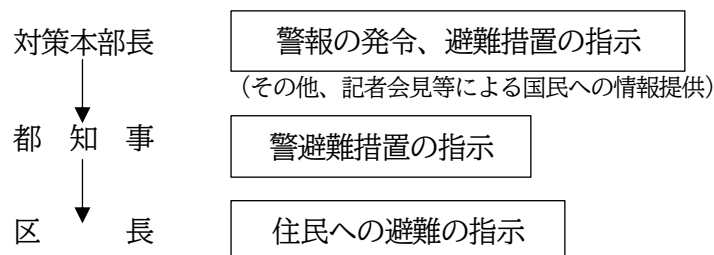
【該当する事態類型と避難上の留意点】

○弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- ・ 発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システムによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、被害の局限化が重要
- ・ 当初はできるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- ・対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- ・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

○ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

- ・ゲリラ、特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえ、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本
- ・ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たず、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な地域避難所等に避難させる等の対応が必要
- ・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等臨機の措置が不可欠。また、政府による事態認定前に攻撃を受けた場合、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど柔軟に対応
- ・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容で作成する。その後、地域避難所等に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえ、避難の方法を策定することが必要
- ・また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる

○航空攻撃（通常爆弾等）

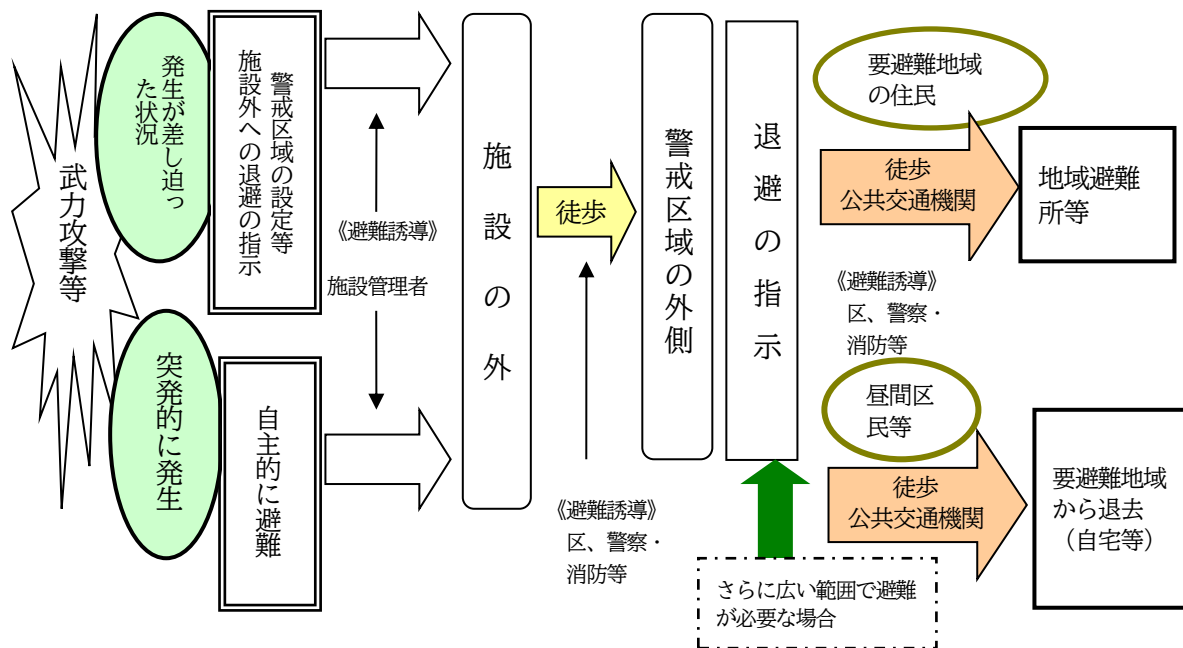
- ・弾道ミサイル攻撃に準じる。
- ・近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。

○緊急対処事態（大規模テロ等）

- ・避難の移動中に危害が及ぶ場合は、一時的に屋内（地下鉄駅舎、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示する。
- ・区は、避難経路、地域避難所等に速やかに職員を派遣し、警察、消防、自衛隊等関係機関と連携の下、町会、自治会、学校、事業所を単位として住民等の避難誘導を行う。
- ・派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解が得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章、夜間照明等を携行させる。
- ・大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

（イ）大規模集客施設等で突発的に発生

- ・区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、地域避難所等まで誘導する。



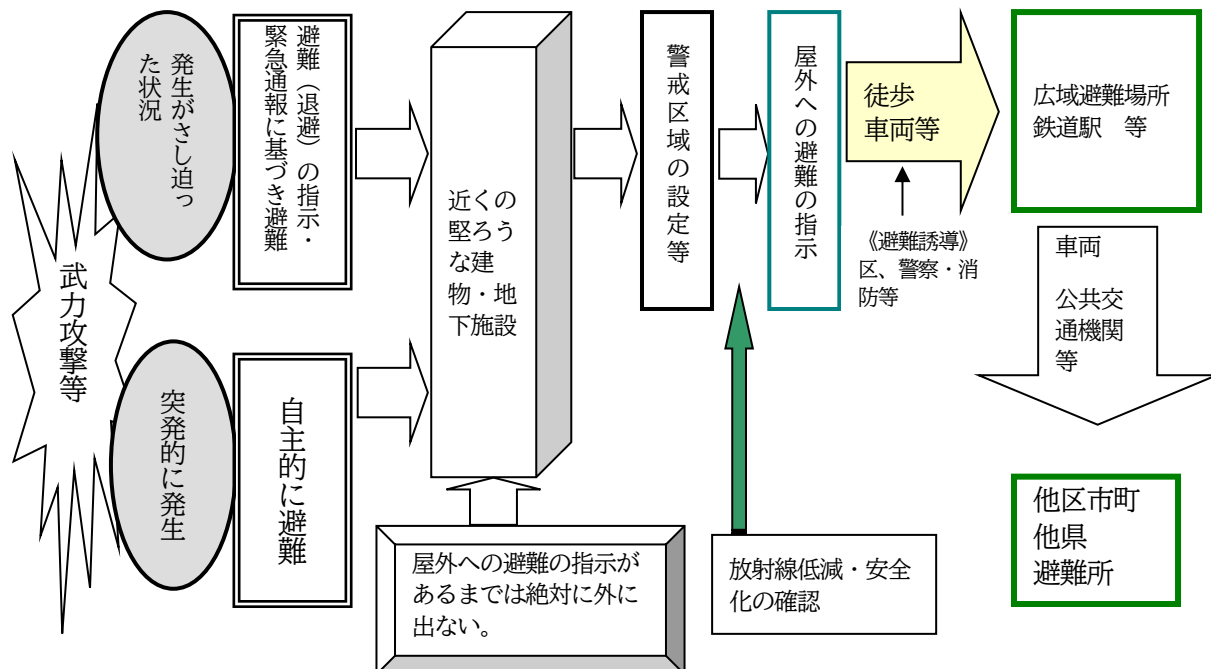
【該当する事態類型と避難上の留意点】

○緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む。））

- ・区は、避難誘導や構内放送が速やかに行えるよう状況を把握し、必要に応じて施設管理者に支援・助言を行う。また、警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導の措置を要請する。
- ・区は、NBC災害が発生した場合、安全な場所において、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。この場合、医師等に防護服、手袋、ブーツ等を装着させる。

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を避難の指示等に基づき、広域避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



【該当する事態類型と避難上の留意点】

○弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

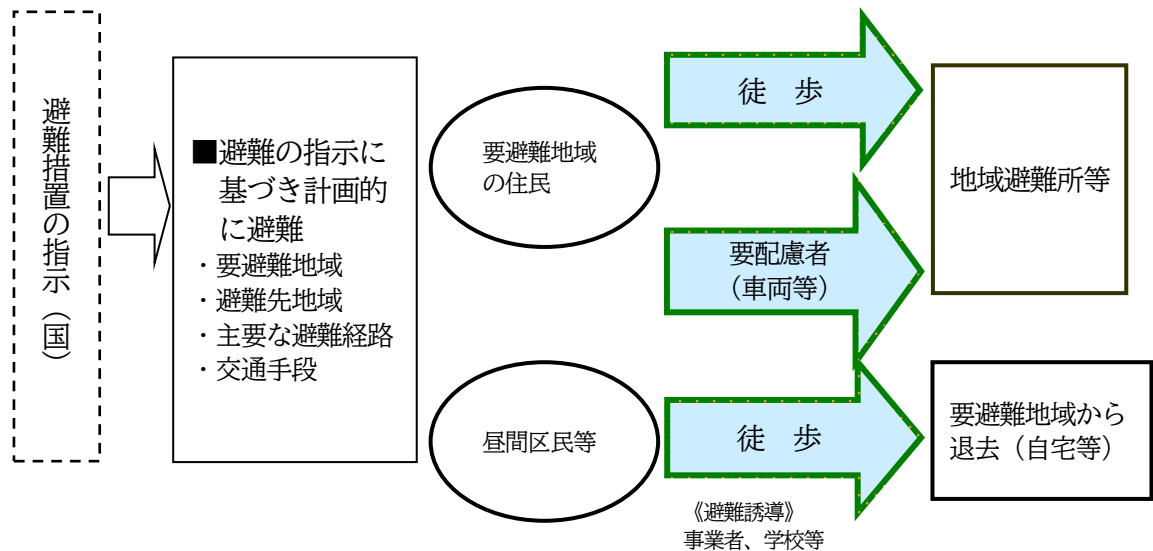
- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅ろうな建物・地下施設等に避難
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示する。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難（風下を避け、極力風向きと垂直方向）を指示する。
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した時点で、都知事からの避難の指示に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

○航空攻撃（核弾頭）

- ・ 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。
- ・ 近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の地域避難所等まで誘導する。



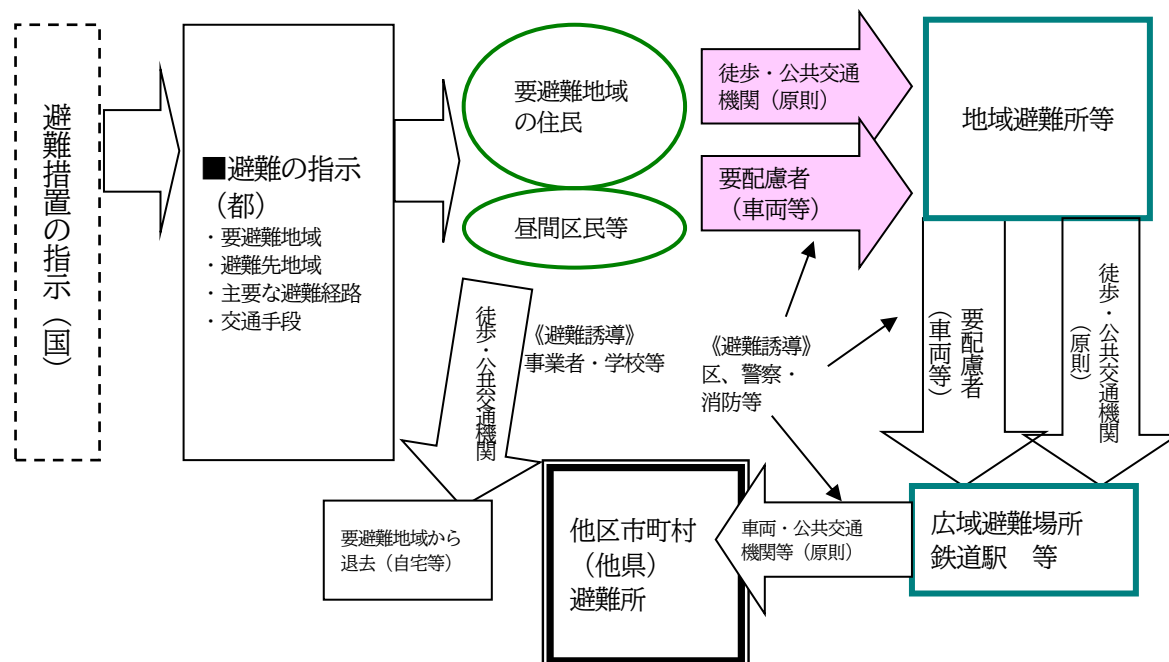
【該当する事態類型と避難上の留意点】

○ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

- ・警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区は、避難の指示に基づき、避難住民を地域避難所等又は広域避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



【該当する事態類型と避難上の留意点】

○着上陸侵攻

- ・大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたり都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となることから国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- ・このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

第6章 救援

1 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(1) 救援に関する措置

ア 救援の種類

- ・ 収容施設の供与
- ・ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 医療の提供及び助産
- ・ 被災者の捜索及び救出
- ・ 埋葬及び火葬
- ・ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 死体の捜索及び処理
- ・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 救援の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関等との連携

(1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(5) 住民の協力

避難住民等及びその近隣の者は、救援に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 救援の内容

(1) 収容施設の供与

ア 避難所

(ア) 避難所の開設・運営

区は、区内が避難先地域になった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に地域避難所等を開設し、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難場所とする場合は都が開設）。

(イ) 地域避難所等の管理

区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」がそれぞれ管理を行う。）。

(ウ) 救援センターの設置

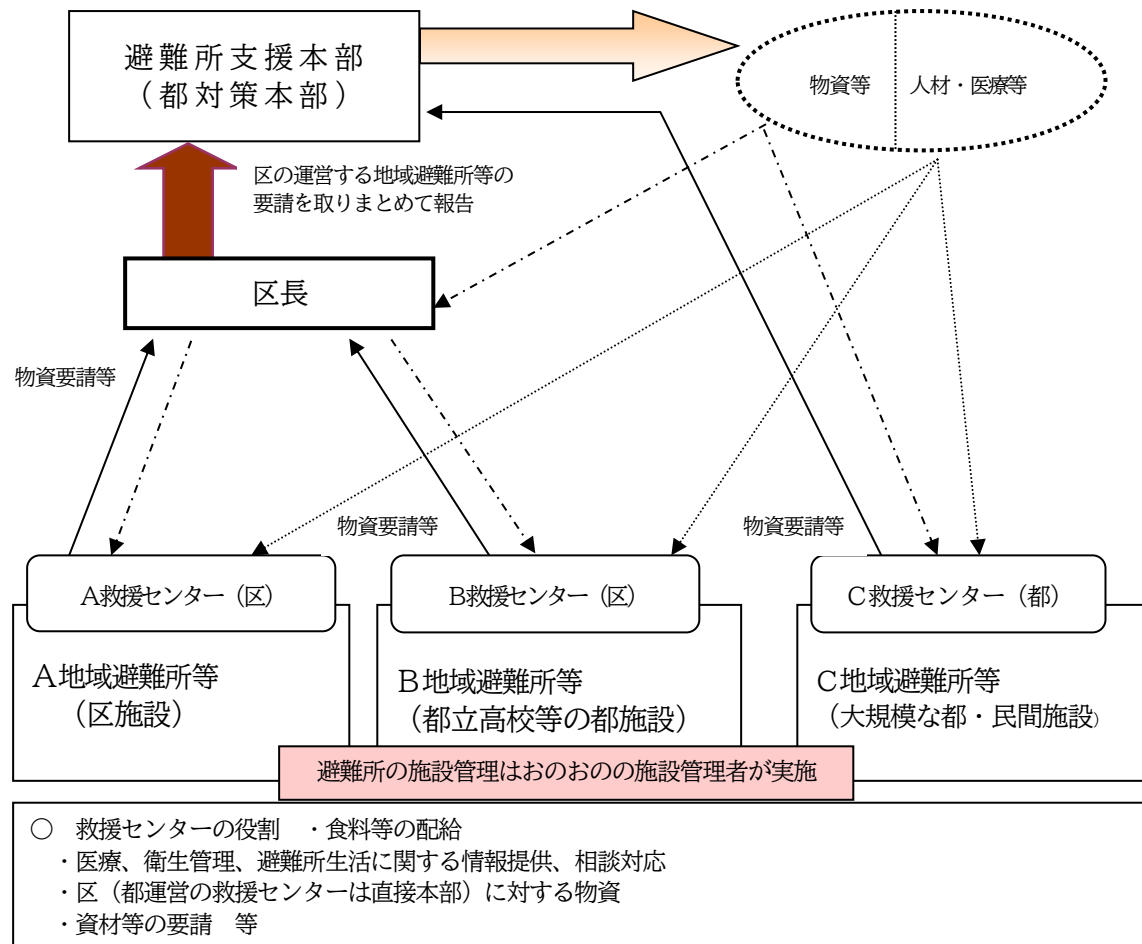
区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する（都の施設を避難所とする場合は都、民間施設を避難所とする場合は当該施設の管理者がそれぞれ管理を行う。）。

- ・ 避難住民に対する食料等の配給
- ・ 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・ 避難住民の生活状況の把握
- ・ 区長に対する物資・資材等の要請 等

(エ) 都対策本部（避難所支援本部）への報告

区長は、地域避難所等における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告の上、救援物資の供給等を要請する。

■避難所支援本部・救援センターの役割



イ 応急仮設住宅等の供与、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合は、都が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用するものとする。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

イ 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、区は都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

ア 都との役割分担

区は、都との役割分担に応じて、避難住民に対する応急的な医療の提供や避難住民の健康状態を管理するために必要な準備を行う。

○都と区市町村の役割

医療…医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区が行うものとし、都は要請に基づき、都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。

保健衛生…区は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣するものとし、都は要請に基づき区の支援及び補完を行う。

イ 医療に関する情報提供

区は、都と協力して、地域避難所等周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

ウ 被災者への医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。区は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・ 医薬品、医療資材の補充
- ・ 都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請
- ・ その他広域的な応援要請

エ 医療の要請等に従事する者の安全確保

区は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

オ 患者の搬送

区は都と協力し、被災現場や広域避難場所、地域避難所等から医療救護所まで患者を搬送する。医療救護所から災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・ 東京消防庁に対する搬送要請
- ・ 区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・ 都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

区は、警視庁、東京消防庁（消防署）及び自衛隊（以下「警視庁等」という。）が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

区は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

区は、必要に応じて都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、地域避難所等において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、被災者が通信機器を利用できるよう、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める実施要領案により募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し、都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき、一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の搜索及び死体の処理

区は、警視庁等が中心となつて行う行方不明者の搜索に協力する。

区は、警視庁等と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。

区は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

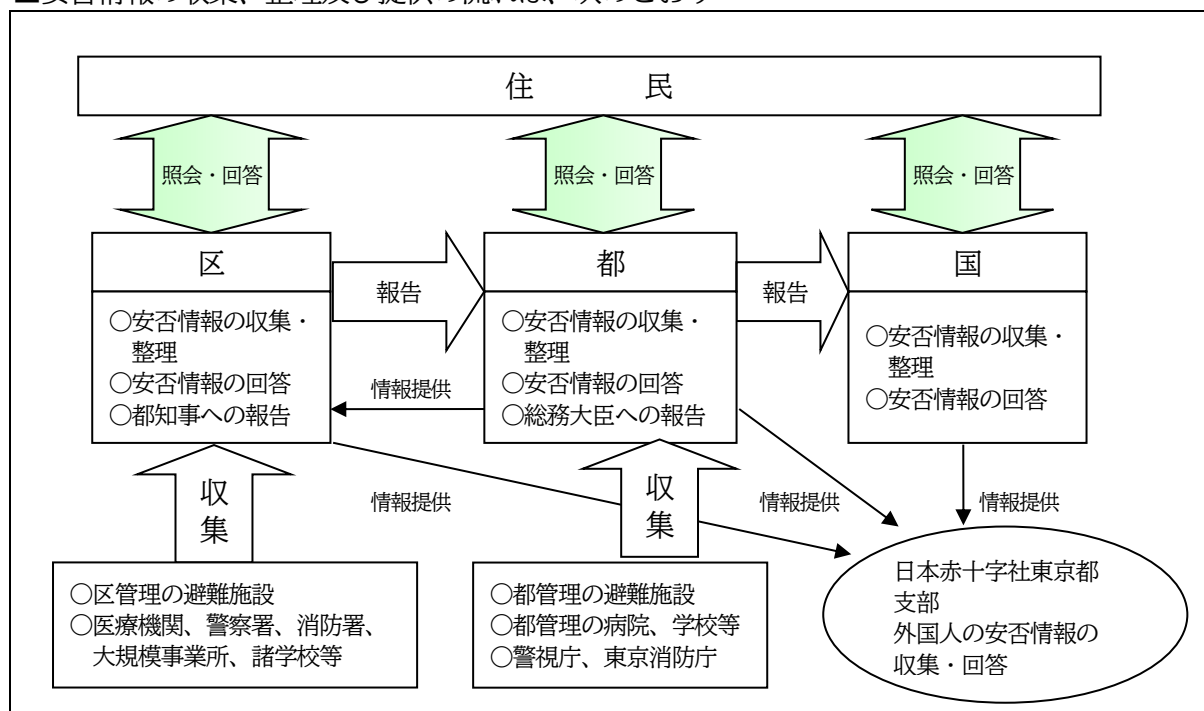
(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し、これらを除去する。

第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、武力攻撃事態や武力攻撃事態の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、必要な事項を以下のとおり定める。

■安否情報の収集、整理及び提供の流れは、次のとおり



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民又は負傷若しくは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。

また、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

○収集の役割分担

- ・区…区管理の避難施設、区の施設（学校等）、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都…都管理の避難施設、都の施設（病院、学校等）、警視庁、東京消防庁等

（2）安否情報収集への協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

（3）安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

（1）安否情報の照会の受付

区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を窓口において提出又は提示させる。

区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 都・各機関等の役割分担

機関の名称	主な役割
国 (対策本部 指定行政機関 指定地方行政機関)	- 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 - 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 - 生活関連等施設の安全確保 - 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
都	- 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 - 緊急通報の発令、内容の通知 - 生活関連等施設の安全確保 - 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
警視庁	- 生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 - 避難後の無人化した地域、避難所における警戒 - 被災者の救助活動 - 生活関連等施設の安全確保に対する協力 - 交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域）
東京消防庁	- 消火、救助・救急活動 - 生活関連等施設の安全確保に対する協力 - 危険物質等（消防法による危険物）に係る武力攻撃災害の発生の防止
区市町村	- 武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 - 生活関連等施設の安全確保 - 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止 - 退避の指示、指示内容の通知 - 警戒区域の設定
第三管区海上保安本部	- 生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 - 生活関連等施設の安全確保に対する協力 - 海上における被災者の救助活動
自衛隊	武力攻撃災害が発生した場合の対処等の実施
指定公共機関・ 指定地方公共機関	- 緊急通報の放送（放送事業者） - 生活関連等施設の安全確保

(2) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区内における武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(3) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(4) 対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 住民の協力等

ア 発見者の通報義務等

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を区長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

イ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

当該区域内の住民は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

ウ 保健衛生の確保への協力

当該区域内の住民は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※イ及びウについて、協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

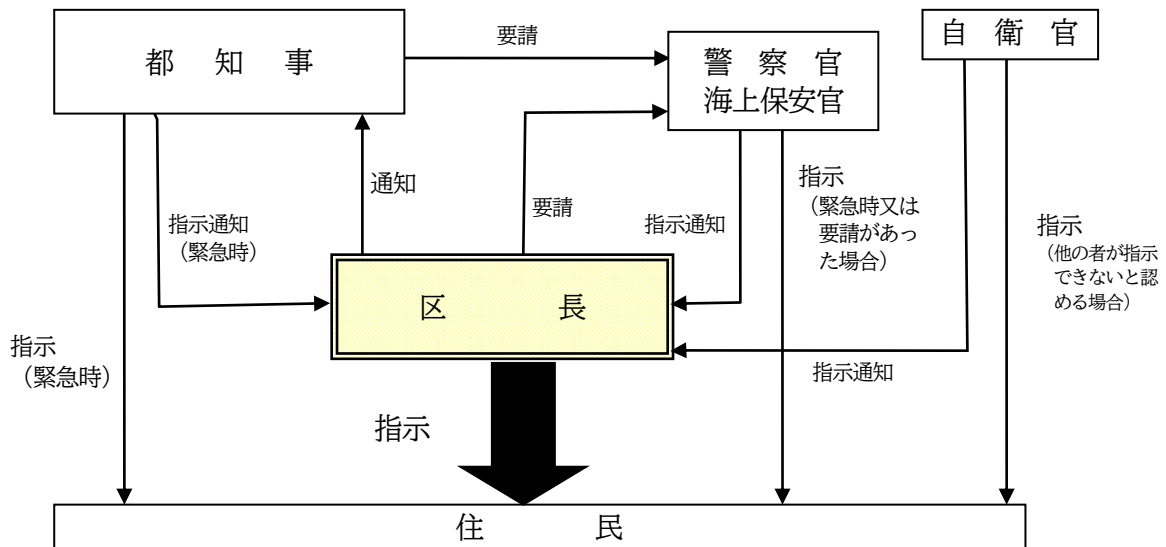
(2) 都知事への通知

区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

■退避の指示の概要



1 退避の指示

(1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

警察官は、区長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

○退避の指示（例）

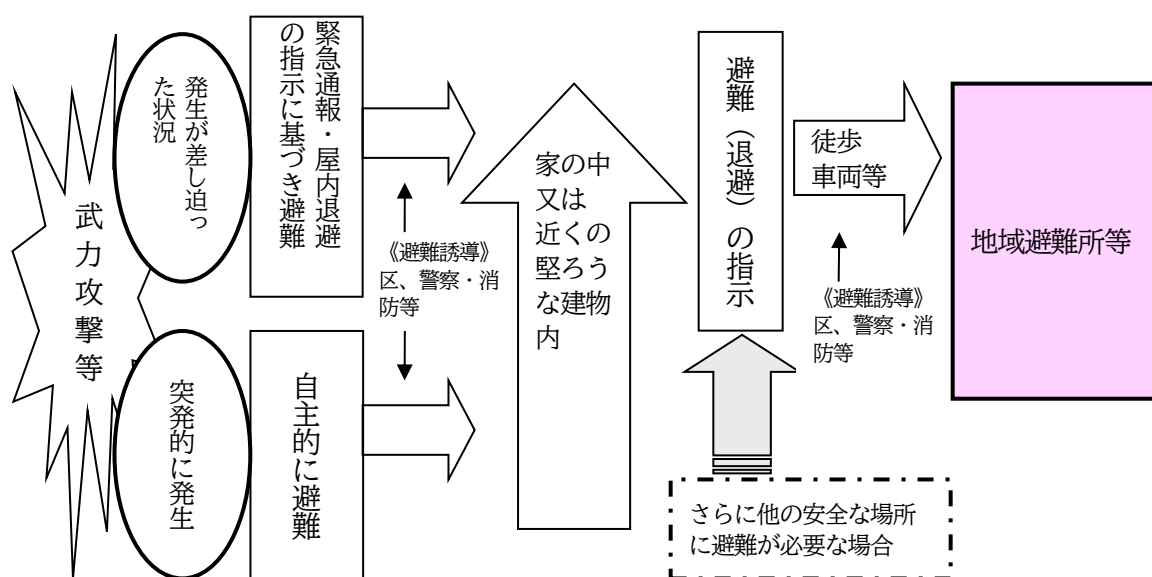
「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、地域避難所である〇〇小学校へ退避すること。

ア 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行うものとする。

- ・NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

■屋内退避のイメージ



○屋内退避の指示（例）

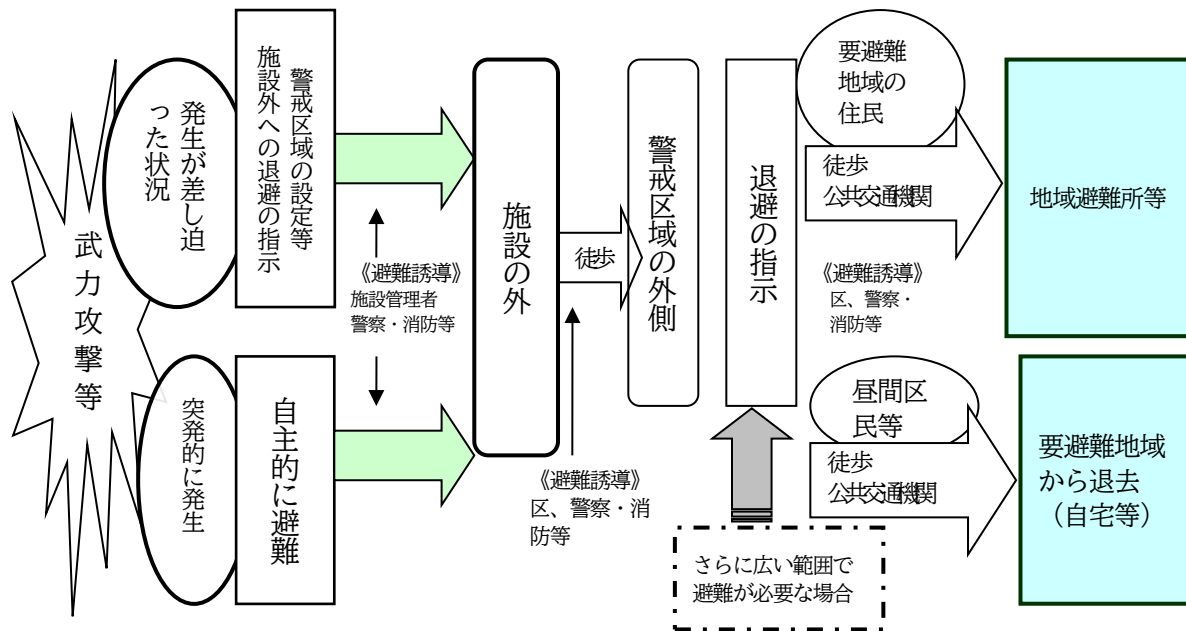
「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に一時退避すること。

イ 屋外への退避の指示

区長は、住民等が屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、屋外退避（地域避難所等への退避）を指示する。屋外への退避の指示は、次のような場合などに行うものとする。

- ・駅や大規模集客施設などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

■屋外退避のイメージ



○屋外退避の指示（例）

○○駅構内にいる者は、△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

区長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車、ウェブサイト、SNS等を通じて、退避の指示を速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

区長は、退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所、海上保安部等及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

区の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

区長は、退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、その保管を含む。）

4 消防に関する措置等

(1) 区が行う措置

区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁による管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るための活動は、都国民保護計画に基づき次のとおり

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携の取れた活動を行う。

(4) 安全の確保

区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、区長は必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、海上保安部等、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう国、都、その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察、消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による主体的な安全確保のための取組を促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、区長は、必要に応じ、関係機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等（毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者（区長が登録を行う者に限る。）が取り扱うものに限る。（以下同じ。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、その取扱者に対し、次に掲げる武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

また、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係るイ及びウの措置については、東京消防庁が行うこととなる。なお、避難住民の運送などの措置において、当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

○措置

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※消防法第2条第7項の危険物に係るアの措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は（1）に掲げるアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

区は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

区長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報について報告を受け、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

イ 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。区の危機管理部長は、生物剤を用いた攻撃の特殊性[※]に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害状況等の把握方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当所管と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

※生物剤を用いた攻撃の特殊性

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

ウ 化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

■国民保護法第108条第1項に基づく措置

対象物件等		措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

■国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

区長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ・区は、災害情報共有システム、高所カメラ、防災行政無線、災害時優先電話、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ・区は、情報収集に当たっては、関係機関との連絡を密にする。
- ・区は、収集した被災情報の第一報を火災・災害等即報要領に基づき都に報告し、その後は随時、都に被災情報の続報を報告するものとする。災害の状況により都対策本部に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

■被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分

目黒区

1 武力災害攻撃が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時 年 月 日

（2）発生場所 目黒区△△X丁目Y番Z号

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概 況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、地域避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うための活動班を編成して避難所等に派遣する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

区は、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による避難住民等の感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対し情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

区は、上記により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

区は、地域防災計画の定めに従って等「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。

(3) 石綿含有建築物等の応急措置

武力攻撃災害等の状況に応じて、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（第3版・令和5年4月、環境省水・大気環境局大気環境課作成）に係る仕組みを活用して、被災建築物等からの石綿飛散防止のために応急措置等を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに区税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）公共的施設の適切な管理

区は、生活基盤等を確保する上で重要な道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関し必要な事項について以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

また、法制の整備に当たっては、被災者の生活再建支援に配慮するよう国に求めるものとする。

(2) 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応

大規模テロ等（緊急対応事態※）への対応については、国民保護対策本部の措置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対応等）などの武力攻撃事態への対応に準じて行う。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対応」等に関して特に必要な事項を定める。

■想定される事態類型

事態例		事例
(1) 攻撃対象施設等による分類		
①危険物質を有する施設への攻撃		可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダム破壊
②大規模集客施設等への攻撃		イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
(2) 攻撃手段による分類		
①大量殺傷物質による攻撃		炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
②交通機関を破壊手段とした攻撃		航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

○共通する特徴

- ・ 非国家組織等による攻撃
- ・ 突発的な事態発生
- ・ 発生当初は事故との判別が困難
- ・ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

第1章 初動対応力の強化

区は、テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設等）、ライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。

また、平素及びテロ等の発生時、大規模集客施設、ライフライン施設等の管理者、警察・消防・自衛隊等関係機関と連携協力して対応する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

（1）大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理体制の強化、テロ等の危機情報の共有化を図る。

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対応し、被害の最少化を図るため、区内に所在する大規模集客施設、医療機関等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

（2）医療機関、大学、研究機関等との連携

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区に所在する医療機関等の診療科目・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区内に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

（3）区が管理する施設、大規模集客施設、ライフライン施設等の危機管理の強化

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応が適切に行えるように配慮する。

2 対応マニュアルの整備

（1）テロ等の類型に応じた対応マニュアルの整備

区は、都が作成する対応要領及び各種マニュアルを基に、地域の特性を踏まえ、テロ等の類型に応じた対応マニュアルの整備を進める。

（2）区が管理する施設、大規模集客施設、ライフライン施設等における対応マニュアルの整備促進

区は、関係機関と協力し、施設管理者に対して区等が作成する各種対応マニュアルを参考として、当該施設の特性を踏まえた対応マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

（1）大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に、迅速に初動対応を行うため、関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

（2）現地連絡調整所の運営等に関する協議

区は、現地において活動する各機関の情報の共有や連携の確保を目的に設置する現地連絡調整所の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

区は、NBCテロ等の発生時に、現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、関係機関との連携を考慮し、新たに調達するよう努める。

○調達する資材の例

防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、除染用資器材、消毒液等

6 訓練等の実施

区は、関係機関と連携し、実践的な図上訓練や実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

7 住民等への啓発

区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

区は、区外からの通勤者等に対しても、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者等と連携し、住民と同様に周知に努める。

第2章 平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。

区は、テロ等の発生事例に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

区は、危機情報を入手した場合、危機管理会議や危機管理対策本部を開催し、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設、ライフライン施設等の管理者に対して警戒対応の強化を要請する。

区は、危機情報の緊急性に応じて東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成18年決定）に準拠し、区が管理する施設における基準を整備する。

第3章 発生時の対処

区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区緊急処理事態対策本部の設置指定の有無にかかわらず、関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や区対策本部の設置指定が行われていない段階では、危機管理対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 区対策本部の設置指定が行われていない場合

（1）危機管理対策本部による対応

ア 危機情報の収集等

区は、災害対策の仕組みを活用して情報収集態勢を確立し、関係機関との連携協力の下、危機情報を収集する。

区は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに関係機関（必要に応じて区内に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。

イ 危機管理対策本部の設置

突発的にテロ等が発生した場合、区は、迅速かつ的確に対処するため、危機管理対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の状況・規模が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合は区災害対策本部）を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定、区緊急処理事態対策本部の設置要請など、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置し（都又は他の機関が現地連絡調整所等を設置している場合は区職員を派遣する。）、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

○実施内容

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動の連携のための調整 等

○区が設置する場合の参加要請先

- ・警察、消防、自衛隊、医療機関等、現地において活動している機関

ウ 応急措置

（ア）被害者の救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ等を携行又は装着させるなど、二次災害防止に努める。

（イ）被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員、機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

エ 避難の指示・誘導

区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合又は都知事から避難の指示を行うよう要請があった場合には、当該住民等（必要に応じて区内に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。ただし、移動中に住民等に危害が及ぶおそれがある場合については、一時的に屋内（駅地下構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示する。

区は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、関係機関との連携の下、町会・自治会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。この際、大規模テロ等の類型に応じて関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

派遣する職員には、避難住民等から避難誘導活動への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

オ 警戒区域の設定・周知

区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合又は都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合には、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて区内に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

カ 警戒対応の継続・強化

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合には、区が設置する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設、ライフライン施設等の管理者に対して警戒対応の更なる強化を促す。

（2）区緊急処理事態対策本部への移行

区は、政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われた場合には、危機管理対策本部等を直ちに新たな体制に移行する。

○緊急処理事態における警報

区長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知、伝達する。なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

2 区緊急処理事態の設置指定が行われている場合

区は、政府による緊急処理事態の認定及び区対策本部の設置指定が行われている場合には、区対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。

区は、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて区緊急処理事態現地対策本部を設置する。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対応

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対応する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

（1）攻撃による影響

ア 放射性物質保有施設が破壊された場合、放射性物質による汚染又は被ばくにより、住民等に放射線障害が発生するとともに、建物、ライフライン等が長期にわたり機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

イ 可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

ウ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある

（2）対応上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

（1）攻撃による影響

ア 爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生する恐れがある。

イ 住民等は、不安を抱き、パニックが生じるおそれがある。

（2）対応上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・警察等と連携した施設の警備強化
- ・避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

（1）攻撃による影響

ア ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射性物質による甚大な被害をもたらすおそれがある。

イ ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

ウ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

（2）対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、区域外の住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

イ 避難の指示

区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離れ、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

ウ 汚染への対応

区は、関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

区は、関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

エ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

（1）攻撃による影響

ア 生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

イ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

（2）対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

イ 感染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

区は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- ・感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・感染範囲の把握
- ・消毒
- ・ワクチン接種
- ・健康監視

ウ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

（1）攻撃による影響

- ア 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- イ 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。
- ウ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。
- エ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

（2）対応上の留意事項

- ア 初動対応
区は、関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。
- イ 避難の指示
区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離れ、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。
- ウ 汚染への対応
（ア）区は、関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。
（イ）区は、関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。
- エ 医療活動
区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

（1）攻撃による影響

ア 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

イ 爆発・火災の規模によっては、建物、ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

ウ 住民等は、不安を抱き、パニックが生じるおそれがある。

（2）対応上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

第6編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 区の各部における平素の業務

区の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

■ 区の各部における平素の業務

名 称	平 素 の 業 務
危機管理部	・ 国民保護に関する総合調整に関すること。 ・ 国民保護協議会の運営に関すること。 ・ 国民保護計画の見直し、変更に関すること。 ・ 初動体制の整備に関すること。 ・ 職員の参集基準に関すること。 ・ 非常通信体制の整備に関すること。 ・ 都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡体制の整備に関すること。 ・ 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係わる整備に関すること。 ・ 関係防災機関との連絡に関すること。 ・ 避難住民の誘導に関すること。 ・ 警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・ 安否情報の収集、提供体制の整備に関すること。 ・ 国民保護対策本部開設の応援に関すること。 ・ 特殊標章等の交付、許可に関すること。 ・ 給水に係わる準備に関すること。
資産経営部	・ 区施設の点検及び保全に関すること。
企画経営部	・ 国民保護計画にかかわる広報に関すること。 ・ 報道機関との連絡に関すること。 ・ 国民保護対策関係予算に関すること。 ・ 住民からの問い合わせに関する指導、総括に関すること。 ・ 情報機器の保全に関すること。

区民生活部	・各種団体との連絡に係わること。 ・地区サービス事務所、住区センターとの連絡調整に関すること。 ・所管施設の保全及び施設利用者への周知並びに安全確保に関すること。 ・関係団体との連絡に関すること。 ・商工業、金融機関との連絡に関すること。 ・物資調達に係わる商工業への協力要請等、健康福祉部の応援に関すること。
健康福祉部 福祉事務所 保健所 健康推進部 子ども若者部	・目黒区医師会、その他医療機関との連絡調整に関すること。 ・医薬品、医療器具、防疫資材、その他諸資材の調達及び補給に関すること。 ・医療救護、乳幼児・妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること。 ・被害家屋及び下水道の消毒等に関すること。 ・福祉施設の点検及び保全に関すること。 ・福祉施設利用者への周知及び安全確保に関すること。 ・関係団体との連絡に関すること。 ・食料その他の救援物資の輸送及び配分の準備に関すること。
都市整備部	・住宅に関する住民の問い合わせに関すること。 ・区施設の点検、保全の応援に関すること。 ・区営住宅等の点検、保全に関すること。 ・がけ地及び擁壁の防災、安全確保に関すること。 ・道路、橋梁、公園等の点検整備及び復旧に関すること。 ・土木用資機材の点検に関すること。
環境清掃部	・清掃業務に関する住民からの問い合わせに関すること。 ・清掃関連施設との連絡調整に関すること。 ・清掃関連資機材の点検整備に関すること。
会計管理室	・国民保護対策に必要な現金及び物品の収納に関すること。 ・他の部の応援に関すること。
教育委員会事務局	・避難所の設置及び管理に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 ・被災児童及び生徒の学用品の給与に関すること。
区議会事務局	・議会との連絡調整に関すること。 ・他の部の応援に関すること。
選挙管理委員会事務局	・他の部の応援に関すること。
監査事務局	・他の部の応援に関すること。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、危機管理部長が行う。

■東京消防庁(消防署)における平素の業務

機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁 第三消防方面本部 目黒消防署	1 消防活動体制の整備に関すること。 2 通信体制の整備に関すること。 3 情報収集・提供体制の整備に関すること。 4 消防団に関すること。 5 装備・資機材の整備に関すること。 6 特殊標章の交付・管理に関すること※。 7 生活関連等施設、危険物資等(消防法に関するものに限る。)取扱所の安全化対策に関すること。 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること。 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること。 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること。

※東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

2 区職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処する職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある。このため、東京消防庁(消防署)との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、速やかに区長及び危機管理部職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

なお、夜間・休日における関係機関等からの連絡受付は、総合庁舎夜間巡視員及び防災センター保守管理委託業者を基本とする。

(3) 区の体制及び職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

■職員参集基準

体制	参集基準
情報連絡体制	・危機管理部職員、事態・事案関係課職員が参集
危機管理会議体制	・危機管理会議構成員（区長、副区長、教育長、企画経営部長、資産経営部長、総務部長、危機管理部長、区民生活部長、産業経済担当部長、文化・スポーツ担当部長、健康福祉部長、健康推進部長、子ども若者部長、都市整備部長、街づくり推進担当部長、環境清掃部長、会計管理者、区議会事務局長、教育次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、企画経営課長、特命担当課長、秘書課長、財政課長、広報広聴課長、資産経営課長、総務課長、人事課長、生活安全担当課長、地域防災推進担当課長、防災課長） ・危機管理部危機管理課及び防災課職員、事態・事案関係課職員
国民保護対策本部体制	・全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集
災害対策本部体制	・全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集

■事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	情報収集、分析、関係者への連絡調整等の対応が必要な場合 （全庁的な対応の必要を判断するに至らない場合）		①情報連絡体制
	全庁的に情報の収集、分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合		②危機管理会議体制
	突発的に事案が発生するなどにより、災害対策基本法上の災害に該当する相当程度の被害を生じ、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④災害対策本部体制
事態認定後	国民保護対策本部設置の通知がない場合	全庁的な対応は不要だが、情報収集、分析等の対応が必要な場合	①情報連絡体制
		全庁的に情報の収集、分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合	②危機管理会議体制
	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	区対策本部を設置し、国民保護措置を実施	③国民保護対策本部体制

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

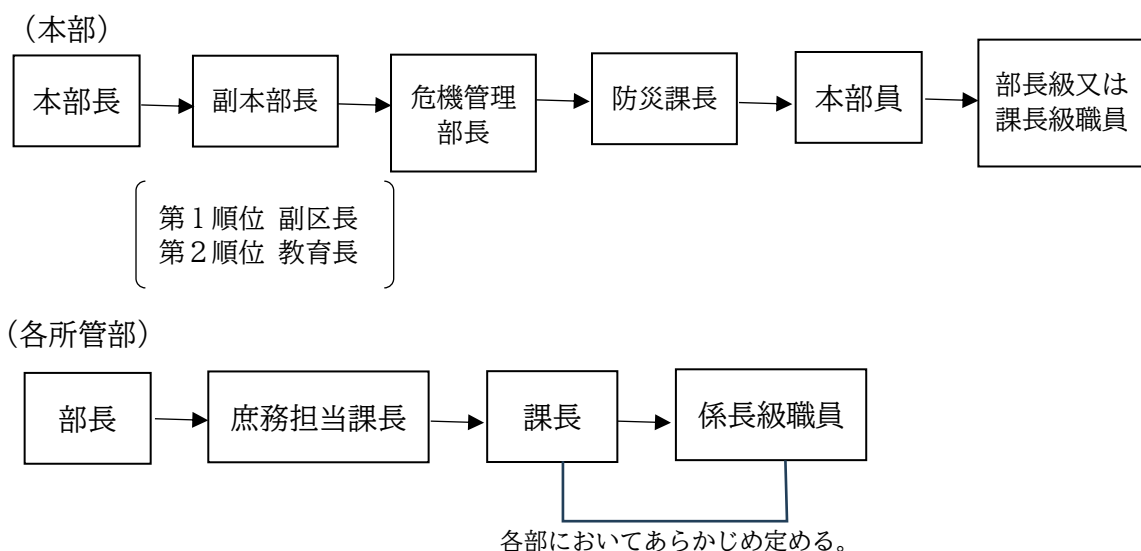
区の幹部職員及び危機管理部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、メール、チャット等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員及び危機管理部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長、区対策副本部長及び区対策本部員の代替職員については以下のとおりとする。

■意思決定者不在時の流れ図



(6) 職員の所掌事務

区は(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・交代要員の確保とその他職員の配置
- ・食料・燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の確保

(1) 東京消防庁(消防署)の初動体制の把握

区は、東京消防庁(消防署)からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁(消防署)との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担っていることから、都及び東京消防庁(消防署)と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に関する広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関とその他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的な考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、区国民保護協議会の活用等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、区国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報、意見交換を行う。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

区は、警察における避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、緊密な連携を図る。

(6) 消防との連携

区は、東京消防庁（消防署）における武力攻撃災害の防除及び軽減のための消火、救助・救急等の活動並びに避難住民の誘導が円滑に行われるよう、緊密な連携を図る。

(7) 自衛隊との連携

区は、自衛隊における武力攻撃災害の防除及び軽減のための救助・救急等の活動並びに避難住民の誘導が円滑に行われるよう、緊密な連携を図る。

3 近接区との連携

(1) 近接区との連携

区は、近接区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや防災に関して締結されている地方自治体間の相互応援協力等について必要な見直しを行う等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区内の指定公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークとの広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組に支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者等に対する火災や地震等のための既存マニュアル等を参考とした避難誘導のための計画作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 防災区民組織等に対する支援

(1) 防災区民組織等に対する支援

区は、防災区民組織や町会、自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて防災区民組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、防災区民組織等相互間、消防団及び区等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、防災区民組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、防災区民組織等に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て、火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 防災区民組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集、報告、安否情報の収集、整理等を行うため、情報収集、提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 情報収集・提供の体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 ・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t ）、全国瞬時警報システム、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等を中心に、霞が関W A N、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。 ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について十分な調整を図る。 ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

区は、国民保護措置の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

また、区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは防災区民組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

警報の伝達に当たっては、広報車の使用、防災区民組織による伝達、町会・自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システムの整備

区は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システムを整備する。

(4) 警察等との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察等との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報連絡体制を整備する。

区は、都及び東京消防庁（消防署）が行う大規模集客施設の管理者等に対する突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(7) 民間事業者からの協力の確保

区は、民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるように、都と連携して、各種の取組を推進する。

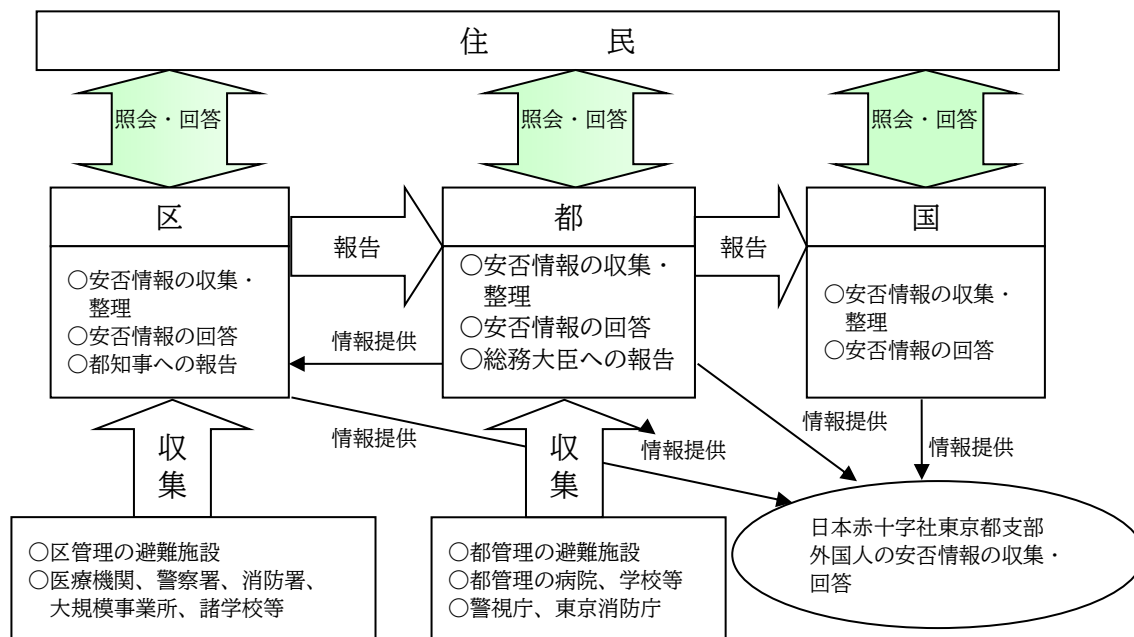
その際、事業者の先進的な取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

区は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、安否省令に規定する省令様式第1号及び第2号により収集し、安否情報システムを用いて都道府県に報告する。

■安否情報の収集・提供の概要



(2) 安否情報収集のための体制整備

区は、次に掲げる安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修、訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

■収集・報告すべき情報

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ア 氏名
 - イ 出生の年月日
 - ウ 男女の別
 - エ 住所
 - オ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - カ ア～オのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - キ 負傷や疾病の有無
 - ク 負傷又は疾病の状況
 - ケ 現在の居所
 - コ 連絡先その他の安否の確認に必要と認められる情報
 - サ 安否情報の提供に係る同意の有無等
- 2 死亡した住民（上記ア～カ、コに加えて）
 - シ 死亡の日時、場所及び状況
 - ス 死体の安置場所
 - セ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は都の施設等からの収集など補完的に対応

○区

区が管理する避難施設、区の施設（学校等）、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等

○都

都が管理する避難施設、都の施設（学校・病院等）、警視庁、東京消防等

(4) 住民等への周知

区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入の社員証等）を携帯するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集、報告に必要な準備

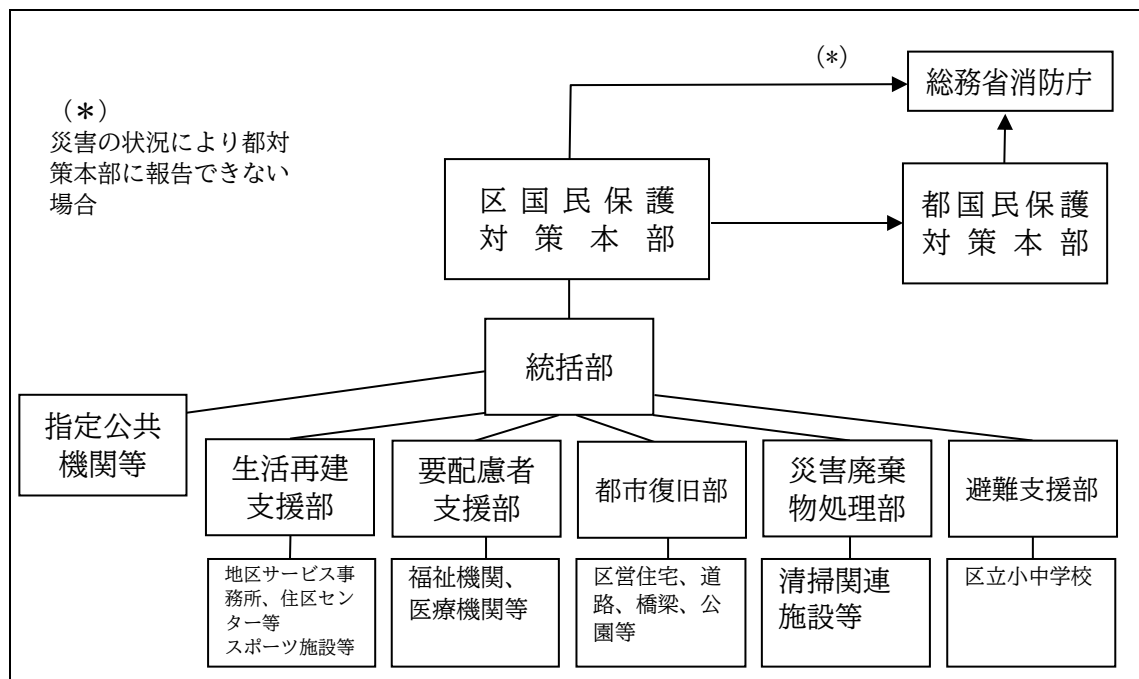
(1) 情報収集、連絡体制の整備

区は、被災情報の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

■収集、報告すべき情報

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 武力攻撃発生日時・場所 |
| 2 | 発生した武力攻撃災害の概要 |
| 3 | 人的・物的被害状況 |
| ア | 死者、行方不明者、負傷者 |
| イ | 被害住宅 |
| ウ | その他の必要事項 |
| 4 | 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況 |

■被災情報の収集、報告系統



(2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるような研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

区は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

○特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

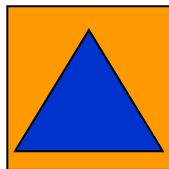
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

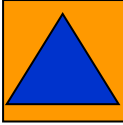
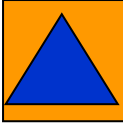
国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

【表面】

【裏面】

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Data of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protections of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
.....		
交付等の年月日/Data of issue		
証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Data of expiry		

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（身分証明書のひな型）

【日本産業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）】

(2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、防災区民組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、関係機関との連携による、NBC攻撃や弾道ミサイルによる武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる図上訓練等、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ・ 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練
- ・ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ・ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ・ 弾道ミサイルを想定した訓練（全国瞬時警報システム発出時の避難行動、初動体制の構築）
- ・ テロ等の突発的な事態発生に伴う対処に関する訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、防災区民組織、町会、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、区国民保護計画の見直し作業等に反映する。

区は、防災区民組織、町会、自治会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努めるとともに、住民の参加が容易となるよう、訓練の開催時期、場所等について配慮する。

区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。

区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

区は、迅速に避難、救援及び武力攻撃災害への対処が行えるよう、平素からの備えに関し、必要な事項について以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基本的資料を都と連携して準備する。

■区において集約・整理すべき基礎的資料

住宅地図	人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
区内の道路網のリスト	避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト
輸送力のリスト	鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）	避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
備蓄物質、調達可能物質のリスト	備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト
生活関連等施設等のリスト	避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定	－
防災区民組織等の連絡先一覧	代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
消防機関リスト	東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧
避難行動要支援者名簿	－

（2）隣接する区との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係所管を中心とした避難行動要支援者支援班を迅速に設置し、都の災害援護者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性を考慮し、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入れ等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、本区で行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救済に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区は、避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する区内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

ア 輸送力に関する情報

- ・保有車両等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ・本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

イ 輸送施設に関する情報

- ・道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ・鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

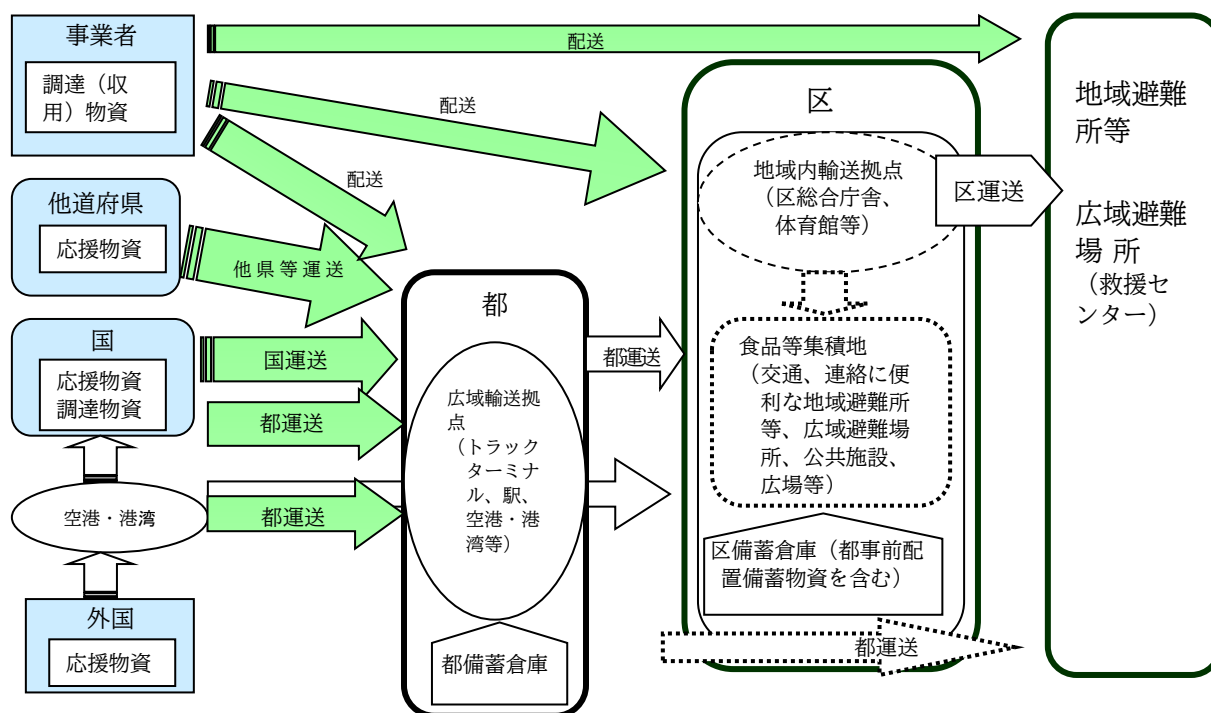
(2) 運送経路の把握

区は、武力攻撃事態における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、都が保有する区内の運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

区は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

■緊急物資等の配送の概要



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど都に協力する。

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して避難施設の名称、住所等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

国民保護法に基づき都が指定する避難施設は、次のように区分する。

施設区分	定義等
屋内避難施設	避難所及び緊急一時避難施設
避難所 (※)	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

※都が指定している施設には、災害対策基本法における福祉避難所も含む。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡体制を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

■生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
27条	1号	発電所、蓄電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省 環境省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物資等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設等における警戒

区が管理する公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材について備蓄する。また、地下に所在する避難施設などで防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物質及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物質及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する普及・啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する普及・啓発や武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する普及・啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する普及・啓発

(1) 普及・啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、SNS、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に普及・啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により普及・啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する普及・啓発との連携

区は、普及・啓発の実施に当たっては、防災に関する普及・啓発とも連携し、防災区民組織の特性も活かしながら住民への普及・啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区内の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や、自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する普及・啓発

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、普及・啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

区は、都と協力し、住民や事業者、学校等の施設管理者が、武力攻撃事態等において、全国瞬時警報システムによる情報伝達や避難の指示等に基づく適切な避難行動や避難誘導等が行えるよう作成したパンフレットや動画等の活用により周知を図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力し、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。

4 住民・事業者に望まれる平素からの備え

(1) 警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解

日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合に取るべき行動について、理解してもらうことが重要である。

(2) 備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであると考えられる。

(3) 訓練への参加

(1)の避難行動の理解を深めるためにも、住民・事業者等にも訓練に参加してもらうことが重要である。

○弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取りべき行動について

全国瞬時警報システムにより弾道ミサイル発射情報が発令されたら

【逃げる】

屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。

【離れる】

屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【隠れる】

屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

※東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html>

○警報が発令された場合に直ちに取りべき行動（例）

屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉める。
- ・ガス、水道、換気扇を止める。
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

屋外にいる場合

- ・近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。

○武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点

ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ・ 攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ・ 突発的に被害が発生することもあるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

ウ 航空攻撃の場合

- ・ 攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

エ 着上陸侵攻の場合

- ・ 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。
- ・ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

オ NBC攻撃の場合

- ・ 武力攻撃やテロの手段としてNBC（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

※内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために

https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html

目黒区国民保護計画

平成19年3月発行
令和 8年4月変更

発行 目黒区
編集 目黒区危機管理部危機管理課
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
電話 03-5722-9164

